

第五次 武蔵村山市 特別支援教育推進計画

令和3年度～令和7年度

令和3年3月

武蔵村山市教育委員会

はじめに

平成19年の学校教育法一部改正により、これまでの「特殊教育」は「特別支援教育」に改められ、全ての学校において、発達障害を含む障害のある児童・生徒等に対して適切な教育を行うことが、法律上明確に規定される等、大きな転換が図られてから13年が経過しました。

その間、国においては、平成24年7月に、国の中央教育審議会の特別支援教育の在り方に関する特別委員会において、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が報告され、平成25年9月には、この報告を踏まえ、学校教育法施行令が一部改正されました。

また、平成28年4月には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）が施行されるとともに、同年8月には、可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童とともに教育を受けられるよう配慮すること等を規定した発達障害者支援法の一部が施行されました。

東京都においては、平成22年11月に、特別支援教育の推進の方向性について、全都的な視点に立って展望を明らかにする「東京都特別支援教育推進計画・第三次実施計画」が策定され、その中で、小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒への支援を充実させるため、全ての小・中学校に「特別支援教室」を設置する構想が掲げられ、平成28年度より全都で順次導入が図られています。

さらに、平成29年2月には「東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画」が策定され、共生社会の実現に向けた更なる特別支援教育の充実が進められています。

本市においては、平成28年3月に策定した「第四次武蔵村山市特別支援教育推進計画」に基づき、「就学支援シート」や「学校生活支援シート」の作成と活用を推進するとともに、特別支援教育連携協議会や専門委員会の開催等を通して、特別支援教育の充実に向けて取り組んでまいりました。

この度、同推進計画の計画期間が満了することに伴い、新たに令和3年度を初年度とする「第五次武蔵村山市特別支援教育推進計画」を策定いたしました。

本計画の実施により、本市の特別支援教育をより一層推進し、学校、家庭、地域、福祉、医療等の関係機関が連携して、特別な教育的支援が必要な児童・生徒一人一人に適切な支援を行い、その能力や可能性を最大限に伸ばし、将来の社会的自立、地域の一員として生きていく力を培うとともに、共生社会の形成を目指した教育を全ての学校において推進していきますので、市民の皆様におかれましても、特段の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

令和3年3月

武蔵村山市教育委員会

目 次

はじめに

第 1 章 計画の策定に当たって

- 1 計画策定の趣旨..... 1
- 2 計画の位置付け..... 2
- 3 計画の期間..... 2
- 4 国・東京都・武蔵村山市の取組経過..... 3
 - (1) 国の取組経緯..... 3
 - (2) 東京都の取組経緯..... 5
 - (3) 市の取組経緯..... 6

第 2 章 武蔵村山市特別支援教育推進の基本的な考え方

- 1 基本理念..... 8
- 2 本計画の 6 つの指針..... 8

第 3 章 武蔵村山市における特別支援教育の現状

- 1 特別支援学級等の児童・生徒の状況について..... 10
 - (1) 特別支援学級（固定学級）における児童・生徒の状況等..... 10
 - (2) 通常の学級における特別な支援を必要とする児童・生徒の状況等..... 11
- 2 武蔵村山市における特別支援教育推進体制..... 15
 - (1) 武蔵村山市教育委員会事務局における推進組織..... 15
 - (2) 武蔵村山市特別支援教育連携協議会..... 15
 - (3) 武蔵村山市特別支援教育専門委員会及び巡回相談員..... 16
 - (4) 就学相談システム..... 17
 - (5) 特別支援教育校内委員会..... 18
 - (6) 特別支援教育推進委員会..... 18
 - (7) 「学校生活支援シート」、「個別指導計画」..... 19
 - (8) 「就学支援シート」の活用..... 19
 - (9) 教員研修会の実施..... 20
 - (10) 副籍制度の実施..... 20
 - (11) 交流及び共同学習の実施..... 21
- 3 第四次武蔵村山市特別支援教育推進計画 5 年間の評価..... 22
 - (1) 学校における特別支援教育推進に向けた具体的な行動計画..... 22
 - (2) 教育委員会における特別支援教育推進に向けた具体的な行動計画..... 23

第 4 章 武蔵村山市特別支援教育推進における具体的な施策

- 1 施策の体系..... 25
- 2 特別支援教育推進に向けた具体的な行動計画..... 26
 - (1) 都立特別支援学校と連携した教育の推進..... 26

(2)	特別支援教育関係会議等の推進	26
(3)	交流及び共同学習の推進	27
(4)	都立特別支援学校及び特別支援学級の児童・生徒間の交流の促進	27
(5)	副籍制度の充実による交流活動の推進	28
(6)	障害のある人との交流の推進	29
(7)	障害者スポーツを通じた障害者理解教育の推進	29
(8)	学校教育における「心のバリアフリー」の理解の促進	30
(9)	心のバリアフリーに関する周知と理解の促進	30
(10)	特別支援教育に関する周知と理解の促進	31
(11)	人権教育の推進	31
(12)	未就学児童及び学齢児童・生徒の支援の連携	32
(13)	教育・福祉・家庭の連携による支援体制の推進	32
(14)	乳幼児期における支援体制の推進	33
(15)	特別支援教育の視点を明確にした学校経営	34
(16)	特別支援教育校内体制の整備	34
(17)	通常学級に在籍する発達等に課題のある児童・生徒への個別指導・支援の充実	34
(18)	通常の学級及び特別支援学級における授業改善の推進	35
(19)	教育委員会における支援体制の継続	36
(20)	教員研修の充実及び特別支援教育コーディネーターの養成	37
(21)	自閉症・情緒障害特別支援学級の設置	38
(22)	校内におけるICTの活用	38
(23)	災害時における安全確保の推進	39
3	所管別行動計画と数値目標	40
(1)	学校における行動計画	40
(2)	教育部における行動計画	41
(3)	その他部局における行動計画	42
(4)	学校及び教育部における数値目標	42

第5章 計画の進行管理

1	計画の推進体制	43
2	計画の点検・評価	43

資料編

1	武蔵村山市就学相談の一般的な流れ	46
2	「就学支援シート」様式（表紙のみ）	47
3	特別支援教室リーフレット	48
4	副籍制度リーフレット	51
5	武蔵村山市特別支援教育推進計画策定委員会設置要綱	53
6	武蔵村山市特別支援教育推進計画策定委員会委員名簿	55

7	武蔵村山市特別支援教育推進計画策定委員会検討経過.....	56
8	都立特別支援学校一覧.....	56
9	用語の解説.....	57

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

平成19年4月、学校教育法の一部改正により、従来の「特殊教育」から「特別支援教育」への転換が図られ、全ての学校において、特別支援教育を推進することが法律上も明確に規定されました。そして、平成25年9月、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」に向けた学校教育法施行令の改正が施行されるとともに、平成28年4月には、障害者差別解消法の施行、同年8月には、可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童とともに教育を受けられるよう配慮すること等が盛り込まれた発達障害者支援法の一部が施行されました。

また、平成29年3月には、幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領の改訂が告示され、小・中学校の新しい学習指導要領では、「障害のある児童生徒への指導について、個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を『組織的かつ計画的に』行う」ほか、「障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること」等といった内容が記載される等、障害者教育や心のバリアフリーのための交流及び共同学習を進めていくこと等が示されました。

市教育委員会では、平成28年3月に「第四次武蔵村山市特別支援教育推進計画」（以下「第四次計画」という。）を策定し、令和2年度までの5年間における特別支援教育の充実を図るため、特別な教育的支援や発達支援が必要な児童・生徒一人一人に対する支援体制の整備等を推進してきました。

この度、第四次計画の計画期間が満了することに伴い、同計画の取組状況や新たな法改正等を踏まえ、子供一人一人の発達特性や障害の状況に応じた教育をより一層推進するために、「第五次武蔵村山市特別支援教育推進計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

なお、本計画は、義務教育期における内容を中心として作成していますが、障害のある子供には、生涯における一貫した支援が必要であることから、「武蔵村山市第五次障害者計画・第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画（令和3年度～令和5年度）」等と整合を図り、障害のある人が、住み慣れた地域や家庭で、安心・自立して暮らせるまちづくりを実現できるようにすることを目指した特別支援教育を推進するための計画として策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、「武蔵村山市第五次長期総合計画」（前期基本計画）、「武蔵村山市教育大綱」及び「武蔵村山市第二次教育振興基本計画」を上位計画とし、その個別計画として、本市の特別支援教育を推進するための方向性を示したものです。

計画の推進に当たっては、「武蔵村山市第五次障害者計画・第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画」との整合性を図るとともに、特別支援教育を取り巻く関連法令及び国の動向並びに「東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画」との整合性に留意し、国や東京都における施策の見直し等があった場合は、必要に応じて見直しを行ってまいります。

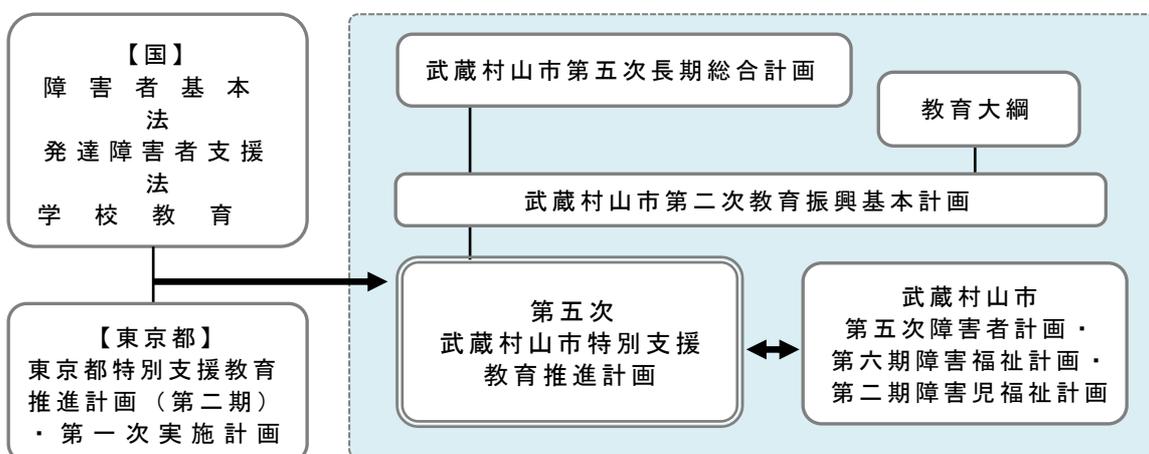


図 1-1 計画の位置付け

3 計画の期間

本計画の計画期間は、第四次計画の計画期間と同様とし、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間とします。

年号	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
	第一次計画		第二次計画			第三次計画			第四次計画				第五次計画						

図 1-2 計画の期間

4 国・東京都・武蔵村山市の取組経過

国・東京都・本市の特別支援教育の推進に向けた主な取組経過は以下のとおりです。

(1) 国の取組経緯

国の主な取組
<p>平成19年4月 学校教育法の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特殊教育（心身障害教育）」から「特別支援教育」への転換 ・従来の盲・ろう・養護学校の特別支援学校への一本化 ・特別支援学校を地域の特別支援教育におけるセンター的機能として位置付け <p>平成19年9月 障害者権利条約の署名（平成26年1月批准・平成26年2月発効）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと等を規定
<p>平成23年8月 障害者基本法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り障害のある児童及び生徒が障害のない児童及び生徒と共に教育を受けられること等を規定
<p>平成24年7月 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)(中央教育審議会初等中等教育分科会)</p>
<p>平成25年9月 障害者基本計画（第三次）の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援の下、可能な限り障害のない児童生徒と共に受けることのできる仕組みの構築 <p>平成25年9月 学校教育法施行令の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区市町村教育委員会が、幼児・児童・生徒の障害の状態や教育的ニーズを踏まえ、総合的な観点から就学先を決定する仕組みへと改定
<p>平成27年11月 文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針</p>
<p>平成28年4月 障害者差別解消法の制定（※公布は平成25年6月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害を理由とする差別解消の推進（共生社会の実現化の推進） <p>平成28年4月 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下、「障害者雇用促進法」という。）の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いの禁止 ・事業主における合理的配慮の提供義務 等 <p>平成28年8月 発達障害者支援法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・切れ目のない発達障害者への支援の充実
<p>平成29年2月 「ユニバーサルデザイン2020 行動計画」の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心のバリアフリーの推進 ・ユニバーサルデザインの街づくりの推進

国の主な取組

平成29年3月 学習指導要領の改訂（※高等学校：平成30年3月）

- ・小学校学習指導要領等における特別支援教育の充実
- ・特別支援学級及び通級による指導に関する教育課程編成の基本的考え方の明示

平成29年4月 特別支援学校学習指導要領等の改訂（※高等部：平成31年2月）

- ・学びの連続性を重視した対応
- ・一人一人に応じた指導の充実
- ・自立と社会参加に向けた教育の充実

平成30年2月 学校における交流及び共同学習の推進について（報告）

平成30年3月 障害者基本計画（第四次）の策定

- ・共生社会の実現に向けた仕組みの整備の推進
- ・「障害の社会モデル」を踏まえた障害に対する理解の推進 等

平成30年3月 文部科学省と厚生労働者による家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトチーム発足

- ・教育と福祉の連携推進
- ・保護者支援の推進

平成30年4月 学校教育法施行規則の一部改正

- ・高等学校（※中等教育学校後期課程含む）における通級による指導の制度化

平成30年8月 学校教育法施行規則の一部改正

- ・学校と医療、福祉、保健、労働等の関係機関や民間団体との連携強化

平成31年3月 学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）

- ・全ての学校における医療的ケア児の教育を受ける機会の確保推進

平成31年4月 障害者活躍推進プランの策定

- ・共生に向けた「学び」の質の向上の推進

平成31年4月 学校教育法等の一部改正

- ・デジタル教科書の導入・活用

令和元年5月 医療的ケアが必要な幼児児童生徒のスクールバス等の専用通学車両による登下校時の安全確保について（通知）

(2) 東京都の取組経緯

東京都の主な取組
<p>平成16年11月 「東京都特別支援教育推進計画第一次実施計画」の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個に応じた教育内容の充実 ・都立特別支援学校の適正規模・適正配置 ・区市町村における特別支援教育の充実支援 ・都立高等学校等における特別支援教育推進体制の整備 ・特別支援教育を推進する教育諸条件、支援体制の整備
<p>平成19年11月 「東京都特別支援教育推進計画第二次実施計画」の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一次実施計画に加え、以下の取組を推進 <ul style="list-style-type: none"> ・都立特別支援学校の教育諸条件の整備 ・一人一人を大切にすることを推進するための都民の理解啓発の充実
<p>平成22年11月 「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての学校で実施する特別支援教育の推進 ・つながりを大切にされた特別支援教育の推進 ・自立と社会参加をめざす特別支援教育の推進
<p>平成24年4月 「特別支援教室モデル事業」の開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目黒区、北区、狛江市、羽村市で平成24年度～平成26年度にかけて実施
<p>平成27年11月 「東京都教育施策大綱」の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子供たちの教育環境の充実 ・小・中・高校における発達障害のある子供達の教育環境の充実
<p>平成28年2月 「東京都発達障害教育推進計画」の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての公立学校における発達障害教育の充実
<p>平成29年1月 「東京都教育施策大綱」の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全学校で全ての子供たちが安心して学べる場の充実 ・障害ある子供たちの個性や可能性を伸ばす教育の充実
<p>平成29年2月 「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校における特別支援教育の充実 ・小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実 ・変化・進化する社会に対応した特別支援教育の推進 ・特別支援教育を推進する体制の整備・充実
<p>平成30年10月 「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」施行</p>
<p>平成31年3月 「東京都教育ビジョン（第四次）」の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある児童・生徒の能力を最大限に伸ばし、自立と社会参加・貢献を実現するための教育の充実

(3) 市の取組経緯

本市の主な取組	
平成19年3月	「武蔵村山市特別支援教育推進計画」の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・学校－家庭－地域及び関係機関と連携した特別支援教育の推進 ・就学相談体制の整備 ・特別支援教育に関する校内体制の整備と教員の専門性の向上 ・特別な教育的ニーズのある幼児・児童・生徒に対応した教育環境の整備
平成19年4月	「第八小学校（伸び伸び）」通級指導学級設置 「第三中学校（7組）」通級指導学級設置
平成20年7月	「平成20・21年度発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」（文部科学省示達事業）地域指定 <ul style="list-style-type: none"> ・「連携協議会」、「専門委員会」、「巡回相談員」を設置
平成21年4月	「特別支援教育支援員」設置
平成22年3月	「第二次武蔵村山市特別支援教育推進計画」の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・第一次計画の継承・推進
平成22年4月	「小中一貫校村山学園小学部（すくすく）」通級指導学級設置
平成23年9月	就学支援シート試行実施
平成23年12月	「武蔵村山市特別支援教育推進組織検討委員会」設置 <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会事務局の組織体制について調査検討を実施
平成24年9月	「豊かな学校生活のために」就学支援シート本格実施
平成25年2月	「第三次武蔵村山市特別支援教育推進計画」の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・第一次・第二次計画に加え、以下の取組を推進 ・共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築
平成25年9月	「武蔵村山市特別支援教育ハンドブック」改訂第5版発行
平成26年4月	「介助員・特別支援教育支援員研修会」開始
平成27年1月	「特別支援学級緊急時通学タクシー事業」開始
平成27年2月	「第1回特別支援教育講演会」開催（協力：都立羽村特別支援学校）
平成27年8月	「第2回特別支援教育講演会」開催 （共催：東大和市、都立羽村特別支援学校）
平成28年3月	「第四次武蔵村山市特別支援教育推進計画」の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・第三次計画の継承・推進

本市の主な取組	
平成28年4月	小学校特別支援教室開設 「拠点校：小中一貫校村山学園小学部（すくすく）」 「巡回校：小中一貫校大南学園第七小学校（あおぞら）」 「巡回校：雷塚小学校（そよかぜ）」
平成28年7月	「第3回特別支援教育講演会」開催 (東大和市、都立羽村特別支援学校との共催)
平成29年4月	小学校特別支援教室開設 「拠点校：第八小学校（伸び伸び）」 「巡回校：第二小学校（ももの木）」 「巡回校：第十小学校（くすのき）」
平成29年8月	「第4回特別支援教育講演会」開催 (東大和市、都立羽村特別支援学校との共催)
平成30年4月	小学校特別支援教室開設 「拠点校：第九小学校（えのき）」 「巡回校：第一小学校（わかすぎ）」 「巡回校：第三小学校（わかば）」 ※特別支援教室全小学校導入により、小中一貫校村山学園小学部及び第八小学校の 通級指導学級廃止
平成30年6月	「特別支援教育連携協議会」において、発達障害者（児）個別支援 ファイル「むさしむらやまマイファイル」（以下、「むさしむらやま マイファイル」という。）検討開始
平成30年7月	「第5回特別支援教育講演会」開催 (東大和市、都立羽村特別支援学校との共催)
平成30年11月	「武蔵村山市特別支援教育ハンドブック」改訂第6版発行
平成31年4月	中学校特別支援教室開設 「拠点校：第三中学校（サポート教室）」 「巡回校：小中一貫校村山学園中学部（サポート教室）」 「巡回校：小中一貫校大南学園第四中学校（サポート教室）」
平成31年4月	「むさしむらやまマイファイル」配布開始 (都立特別支援学校、市内特別支援学級在籍者へ配布)
令和元年7月	「第6回特別支援教育講演会」開催 (東大和市、都立羽村特別支援学校との共催)
令和2年4月	中学校特別支援教室開設 「拠点校：第五中学校（サポート教室）」 「巡回校：第一中学校（特別支援教室）」
令和2年8月	「第7回特別支援教育講演会」 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

第2章 武蔵村山市特別支援教育推進の基本的な考え方

1 基本理念

特別支援教育推進上の本市の基本理念を、次のとおり定めます。

武蔵村山市では、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸ばすとともに社会的自立を図るため、乳幼児期から学校卒業までのライフステージを見通し、学校・家庭・地域及び関係機関の連携により、共生社会の実現に向けた特別支援教育を推進します。

2 本計画の6つの指針

本計画を策定し、特別支援教育を推進する上で基本となる6つの指針を次のとおり定めます。

指針1 学校・家庭・地域及び関係機関の連携による教育的支援の充実

幼児・児童・生徒の実態を把握し、児童・生徒一人一人の多様な教育的ニーズに対応できるよう学校・家庭・地域及び関係機関と連携を図りながら、ニーズに沿った支援を充実します。

指針2 インクルーシブ教育と心のバリアフリーの推進を通じた共生社会の実現

障害のある子供が地域での生活基盤を形成することができるよう、各学校において、交流や共同学習を通じたインクルーシブ教育を推進するとともに、市民全体の障害に対する理解の促進や心のバリアフリーの推進等による共生社会の実現を目指します。

指針3 特別支援教育支援体制の整備・推進

教育、保健、医療、福祉、労働等の関係機関とのネットワークを充実させ、ライフステージに応じた支援体制を整備し、将来の社会的自立に向けて児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸ばすための教育的支援を行います。

指針 4 特別支援教育に関する校内組織の整備・教員の専門性の向上

各学校において、組織的・継続的な支援を行うための校内体制等を確立するとともに、特別支援教育についての専門的な研修等による教員の専門性の向上を図ります。

指針 5 児童・生徒の個別教育ニーズに対応した教育環境の整備・推進

本市の児童・生徒の実態に応じた教室・授業の形態等について検討するとともに、多様化する教育的ニーズに対応できるよう教育環境の整備を推進します。

指針 6 児童・生徒の安全確保に向けた防災教育の推進

気候変動がもたらす自然災害や、今後、発生が予想されている首都直下型地震等に対して、自らの身の安全を確保し、適切な行動が取れるよう、各学校において、児童・生徒の安全確保に向けた防災教育等を推進します。

第3章 武蔵村山市における特別支援教育の現状

1 特別支援学級等の児童・生徒の状況について

本市には、市立小学校9校、市立中学校5校、計14校があり、そのうち第四小学校と第二中学校は小中一貫校村山学園（平成22年4月開校）、第七小学校と第四中学校は小中一貫校大南学園（平成28年4月開校）となっています。

市内計14校中、特別支援学級（固定学級）は4校に設置され、通級指導学級は1校、特別支援教室は全ての学校で設置されています。

（1）特別支援学級（固定学級）における児童・生徒の状況等

特別支援学級（固定学級）の在籍児童・生徒数及び学級数は以下のとおりであり、全体では、在籍児童・生徒数及び学級数ともに増加傾向となっています。特に、令和元年度から令和2年度にかけて、新たに5学級増え、在籍児童・生徒数も38名増加しています。

令和2年度の学校別の在籍児童・生徒数をみると、知的障害では、村山学園第二中学校が60人と最も多く、その他の小中学校では、概ね30人前後となっており、自閉症・情緒障害は、第一小学校で16人、雷塚小学校で13人となっています。

表3-1 特別支援学級（固定学級）の設置状況等 各年度5月1日現在

学校名・種別	在籍児童・生徒数（人）					学級数（学級）				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第一小学校										
知的障害	21	23	23	23	26	3	3	3	3	4
自閉症・情緒障害	7	11	11	11	16	1	2	2	2	2
雷塚小学校										
知的障害	25	27	28	25	33	4	4	4	4	5
自閉症・情緒障害	13	10	12	12	13	2	2	2	2	2
第一中学校										
知的障害	27	24	27	27	26	4	3	4	4	4
第二中学校（小中一貫校村山学園）										
知的障害	25	27	24	38	60	4	4	3	5	8
市合計	118	122	125	136	174	18	18	18	20	25
東京都合計	9,537	9,850	10,323	10,878	11,587	1,707	1,803	1,895	1,622	1,723

資料：武蔵村山市調べ

表 3-2 特別支援学級（固定学級）一覧

令和 2 年 5 月 1 日現在

学校区別	学校名	学級名	種別	学級数	開設
小学校	第一小学校	杉の子	知的	4	昭和 4 2 年 4 月
			情緒等	2	平成 7 年 4 月
	雷塚小学校	ひまわり	知的	5	昭和 4 9 年 4 月
			情緒等	2	
中学校	第一中学校	I 組	知的	4	昭和 5 8 年 4 月
	第二中学校 (小中一貫校村山学園)	S 組	知的	8	昭和 4 4 年 4 月

資料：武蔵村山市調べ



図 3-1 特別支援学級（固定学級）マップ

(2) 通常の学級における特別な支援を必要とする児童・生徒の状況等

市内の通級指導学級は、第九小学校で設置されており、令和 2 年 5 月 1 日時点の在籍児童・生徒数及び学級数は、難聴学級が 1 学級 5 名、言語障害学級が 3 学級 4 1 名となっています。

特別支援教室は、令和 2 年度時点で市内全ての小中学校に設置され、在籍児童・生徒数は、平成 2 8 年度 7 3 人と比較し、令和 2 年度 2 2 4 人と 5 年間で約三

倍に増加しています。

また、令和2年4月に東京都が実施した「特別支援教室の実態把握及び検証に係る運営状況調査」では、通常の学級に在籍する全児童・生徒に対して「発達障害・情緒障害及びその可能性がある」と校長先生等が回答した児童・生徒の割合は、本市小学校全体で13.4%、中学校全体で11.0%という結果が出ており、令和2年5月現在の特別支援教室に在籍している児童・生徒数の割合（小学校4.9%、中学校1.4%）と比べると、小学校全体では8.5%、中学校全体では9.6%の乖離^{かいり}が生じています。

こうしたことから、本市では、潜在的に特別な支援を必要とする児童・生徒が相当数いるものと予想されることから、今後とも、各学校の特別支援教室の確保にも留意していく必要があります。

表3-3 通級指導学級の設置状況等

各年度5月1日現在

学校名・種別	在籍児童・生徒数（人）					学級数（学級）				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第九小学校										
難聴	8	8	7	8	5	1	1	1	1	1
言語	30	52	64	54	41	2	3	4	3	3
市合計	38	60	71	62	46	3	4	5	4	4
東京都合計	3,124	3,197	3,263	3,288	3,267	224	231	232	238	236

資料：武蔵村山市調べ

表3-4 特別支援教室の設置状況等

各年度5月1日現在

グループ	学校名	在籍児童・生徒数（人）					
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
1	拠点校	第四小学校 (小中一貫校村山学園)	30	45	39	40	41
	巡回校	第七小学校 (小中一貫校大南学園)	5	9	15	18	28
	巡回校	雷塚小学校	6	7	10	8	12
2	拠点校	第八小学校	18	11	8	16	19
	巡回校	第二小学校	—	5	8	14	12
	巡回校	第十小学校	—	8	15	17	15
3	拠点校	第九小学校	—	—	3	11	30
	巡回校	第一小学校	—	—	4	10	15
	巡回校	第三小学校	—	—	9	19	23
4	拠点校	第三中学校	14	20	16	21	6
	巡回校	第二中学校 (小中一貫校村山学園)	—	—	—	3	4
	巡回校	第四中学校 (小中一貫校大南学園)	—	—	—	8	11
5	拠点校	第五中学校	—	—	—	—	4
	巡回校	第一中学校	—	—	—	—	4
市合計			73	105	127	185	224
東京都合計			11,518	15,331	19,731	22,804	26,135

資料：武蔵村山市調べ

表 3-5 特別支援教室の実態把握及び検証に係る運営状況調査における回答結果

調査項目	小学校	中学校
通常の学級に在籍する全児童・生徒数	3,968 人	2,100 人
うち、校長先生等から見て、発達障害・情緒障害及びその可能性のある児童・生徒数・割合	533 人 (13.4%)	232 人 (11.0%)
うち、特別支援教室（または通級指導学級）に入室している児童・生徒数・割合	193 人 (4.9%)	29 人 (1.4%)

資料：東京都調べ（令和 2 年 4 月「特別支支援教室の実態把握及び検証に係る運営状況調査」）

表 3-6 通級指導学級一覧

令和 2 年 5 月 1 日現在

学校区別	学校名	学級名	種別	学級数	開設
小学校	第九小学校	きこえと ことばの教室	難聴	1	昭和 5 5 年 4 月
			言語	3	平成 1 4 年 4 月

表 3-7 小学校特別支援教室一覧

令和 2 年 5 月 1 日現在

グループ	学校名	学級名	種別	担任数	開設
1	拠点校	第四小学校 (小中一貫校村山学園)	すくすく	8	平成 2 2 年 4 月
	巡回校	大南学園第七小学校 (小中一貫校大南学園)	あおぞら		平成 2 8 年 4 月
	巡回校	雷塚小学校	そよかぜ		平成 2 8 年 4 月
2	拠点校	第八小学校	伸び伸び	5	平成 1 9 年 4 月
	巡回校	第二小学校	ももの木		平成 2 9 年 4 月
	巡回校	第十小学校	くすの木		
3	拠点校	第九小学校	えのき	7	平成 3 0 年 4 月
	巡回校	第一小学校	わかすぎ		
	巡回校	第三小学校	わかば		

表 3-8 中学校特別支援教室一覧

令和 2 年 5 月 1 日現在

グループ	学校名	学級名	種別	担任数	開設
4	拠点校	第三中学校	サポート教室	2	平成 1 9 年 4 月
	巡回校	第二中学校 (小中一貫校村山学園)	4 組		※拠点校開始 平成 3 1 年 4 月
	巡回校	第四中学校 (小中一貫校大南学園)	サポート教室		
5	拠点校	第五中学校	サポート教室	2	令和 2 年 4 月
	巡回校	第一中学校	特別支援教室		

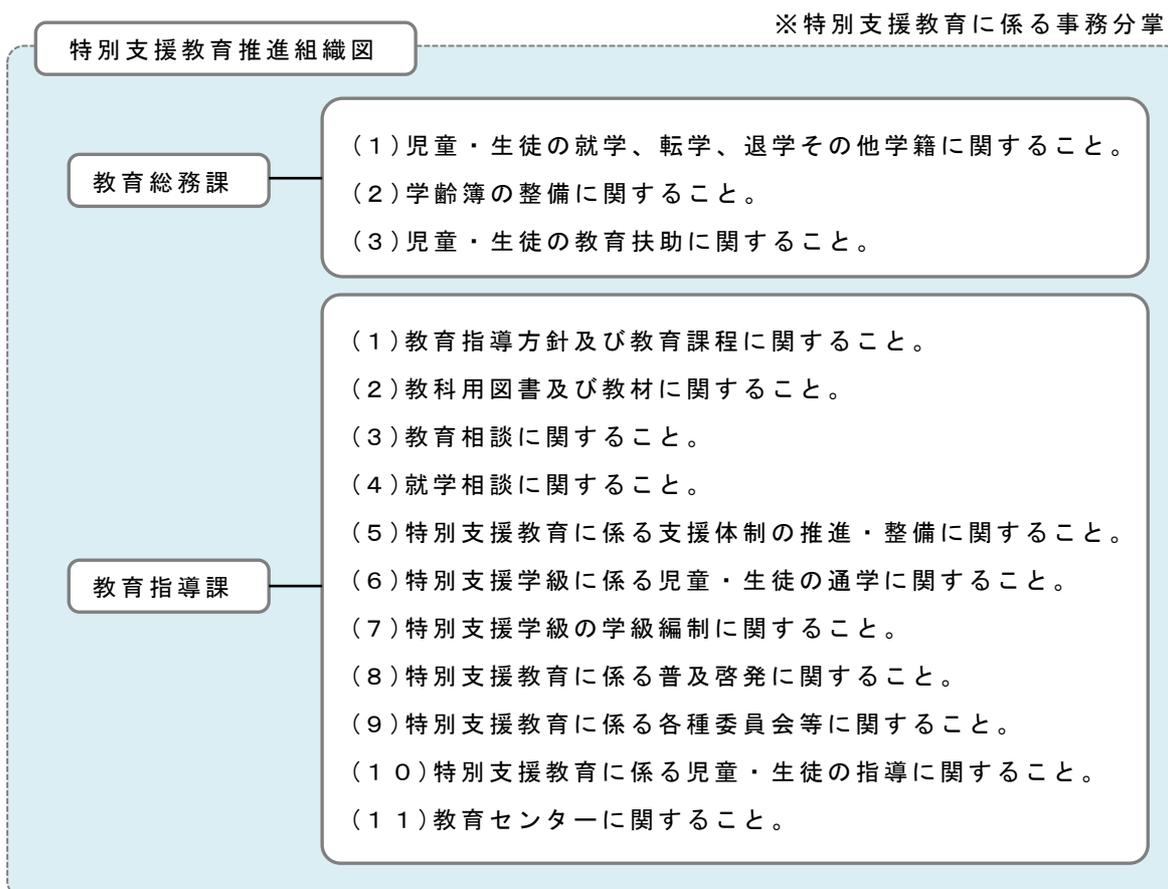


図3-2 通級指導学級・特別支援教室マップ

2 武蔵村山市における特別支援教育推進体制

(1) 武蔵村山市教育委員会事務局における推進組織

市教育委員会事務局では、平成25年度からは、庶務的な事務を除き、主に教育指導課が特別支援教育施策を推進してきました。現在の特別支援教育に係る事務分掌については次のとおりとなっています。



(2) 武蔵村山市特別支援教育連携協議会

教育、保健、医療、福祉等の関係機関の連携により、教育上特別の指導・支援を必要とする幼児、児童・生徒に対して、乳幼児期から義務教育終了までの各段階において連続性のある適切な指導・支援を行うため、平成20年度から武蔵村山市特別支援教育連携協議会（以下「協議会」という。）を設置しています。

委員は、学識経験者、市立小学校長、同中学校長、都立特別支援学校の教諭、都立多摩立川保健所の職員、東京小児療育病院の医師、市内保育園長、市内幼稚園長、臨床心理士、障害福祉課長、健康推進課長、子ども青少年課長、児童担当課長、子ども子育て支援課長、教育委員会事務局職員の18人となっています。年間2回の協議会を通して、本市の児童・生徒の特別支援教育の推進等について

協議・検討を行っています。

これまでの主な協議内容は、平成30年度に「むさしむらやまマイファイル」について具体的検討を実施、令和元年度に「特別に支援を要する子供を伸ばす為の方策」について検討を行っております。

また、本計画策定時には、関係機関の意見聴取の場として、重要な役割を担っています。

(3) 武蔵村山市特別支援教育専門委員会及び巡回相談員

① 武蔵村山市特別支援教育専門委員会（以下「専門委員会」という。）

専門委員会は、市立学校に在籍する児童・生徒が、教育上特別の支援を必要とする児童・生徒に当たるか否かの判断を行うとともに、教育上特別の指導・支援を必要とする児童・生徒一人一人に対する適切な教育的対応の在り方について検討し、その結果を教育委員会に報告する役割を担っています。

委員は、学識経験者、都立特別支援学校の教諭、東京小児療育病院の医師、市立小・中学校の教諭、専任相談員、教育特別相談員、臨床心理士、教育委員会事務局の18人となっており、指導主事を除く全委員が巡回相談員を兼務している現状にあります。

巡回相談の経過等をもとに協議を行うほか、平成29年度「学校生活支援シート」の活用について、令和2年度は、「新しい生活様式に向けての指導方法を見据えた教育の現状と課題について」「自閉症・情緒障害（固定学級）学級の本市における現状と課題について」検討を行う等、専門的な見地からの指導及び助言をいただいています。

② 武蔵村山市特別支援教育巡回相談（以下「巡回相談」という。）

巡回相談は、相談員が学校を訪問する等して、行動観察等により児童・生徒一人一人のニーズを把握し、必要とする支援の内容と方法について検討会等を通じて明らかにするとともに、学級担任、特別支援教育コーディネーター、保護者等との面談を行い、適切な助言を行う制度です。巡回相談員は、学識経験者、東京小児療育病院の医師、臨床心理士、都立特別支援学校の教諭、市立小・中学校の教諭、専任相談員、教育特別相談員の19人となっています。

また、巡回相談員は、そのほとんどが武蔵村山市特別支援教育専門委員会の委員を兼務し、一人一人に応じた支援体制の在り方について検討し、その結果を、各学校の校長、学級担任、保護者等に助言する等、本市においては、巡回相談と専門委員会とが一体となって機能しています。

巡回相談の件数は、ここ数年横ばいの状況にありますが、特別支援教育を推進する上で、今後も巡回相談員の役割は一層重要になるものと考えられます。

表 3-9 巡回相談件数の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
巡回相談の件数	27 件	11 件	24 件	11 件	19 件

注) 都立特別支援学校教諭である巡回相談員が実施した件数を含む。

(4) 就学相談システム

就学相談とは、特別な支援が必要な子供たちが、小学校や中学校に入学する際に行う相談です。また、適切な教育が受けられるように、転学についての相談を行うことも含まれています。

① 武蔵村山市就学支援委員会（以下「就学支援委員会」という。）

就学支援委員会は、障害のある子供一人一人の障害の程度及び特性に応じた就学先その他就学に係る必要な事項について調査審議し、教育委員会に報告する役割を担っています。

委員は、学識経験者、市内特別支援学級設置校の校長、東京小児療育病院の医師、臨床心理士、都立特別支援学校の教諭、市立学校特別支援学級教諭、市立学校通常学級の教諭、教育委員会指導主事の 17 人となっています。

就学相談は年間を通じて行い、それらの相談経過を踏まえて、就学支援委員会で審議します。年々相談件数等が増えてきていることから、その開催回数も増加しています。

② 武蔵村山市難聴学級・言語障害学級・情緒障害学級（特別支援教室）入級支援委員会（以下「入級支援委員会」という。）

入級支援委員会は、障害のある幼児、児童・生徒一人一人の障害の程度、特性等について専門的に調査審議し、難聴学級、言語障害学級又は情緒障害学級（特別支援教室）に入級させることが適当と認められる幼児、児童・生徒について、教育委員会に報告する役割を担っています。

委員は、学識経験者のほか、市内特別支援教室拠点校及び通級指導学級設置校の校長及び学級担任、臨床心理士、教育委員会指導主事の 26 人となっています。

表 3-10 就学相談員による就学相談件数の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
就学相談員による就学相談件数	508 件	452 件	479 件	646 件	707 件

表 3-11 就学支援委員会の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
就学支援委員会の開催回数(年間)	9 回	9 回	9 回	9 回	11 回

表 3-1 2 入級支援委員会の推移

	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	令和元年度
入級支援委員会の開催回数（年間）	4 回	5 回	7 回	7 回	7 回

（５）特別支援教育校内委員会

特別支援教育校内委員会は、特別な支援を必要とする児童・生徒に対する全校的な支援体制を整備するために、平成 1 8 年度に市内全小・中学校に設置された組織です。

各学校では、特別支援教育コーディネーターを推進リーダーとした校内委員会を中心に、学校組織全体で、校内における特別な支援を必要とする児童・生徒に対する支援の充実に努めています。

特別支援教育校内委員会に期待される役割

- ① 特別な教育的支援の必要な児童・生徒への気付きの促進
- ② 実態把握と支援方法の具体化
- ③ 保護者、関係機関と連携した「学校生活支援シート」の作成
- ④ 保護者、校内関係者と連携した「個別指導計画」の作成
- ⑤ 全教職員の共通理解・校内研修の推進役

等

（６）特別支援教育推進委員会

特別支援教育推進委員会は、特別支援教育コーディネーター連絡会としても位置付けられ、各校の情報交換のほか、特別支援教育に関する研修を通し、教員の理解を深める機能を果たしています。

委員は、特別支援学級設置校校長、特別支援学級設置校副校長、各校の特別支援教育コーディネーター、教育委員会指導主事の計 1 7 人となっており、年間 3 回開催されています。

特別支援教育コーディネーターに期待される役割

- ① 校内の関係者や関係機関との連絡調整
- ② 保護者に対する相談窓口
- ③ 通常学級の児童・生徒への理解啓発
- ④ 巡回相談員や専門委員会との連携
- ⑤ 副籍に関する推進役

等

(7) 「学校生活支援シート」、「個別指導計画」

「学校生活支援シート」(平成25年度に東京都教育委員会において、従来の「個別の教育支援計画」を名称変更したもの)は、特別な教育的支援が必要な児童・生徒一人一人のニーズを把握し、長期的な視点で、一貫した的確な指導・支援を行うことを目的として作成されるものです。その作成に当たっては、児童・生徒とその保護者を中心に、教育のみならず、医療、福祉、労働等の関係機関の密接な連携協力を確保することが大切です。

また、「個別指導計画」は、児童・生徒の実態に応じて適切な指導を行うために各学校で作成されるもので、一人一人の指導目標、内容、方法を明確にし、きめ細かく指導するための計画です。

今後とも、特別支援学級だけでなく、通常の学級に在籍している児童・生徒の指導・支援を含めて、一貫した的確な指導を実現するため、「学校生活支援シート」及び「個別指導計画」を作成し、活用していく必要があります。

表3-13 「学校生活支援シート」作成人数の推移

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
特別支援学級 (固定学級)	小学校	38人	68人	74人	78人	82人
	中学校	25人	40人	37人	49人	72人
特別支援学級 (特別支援教室)	小学校	16人	83人	97人	110人	149人
	中学校	0人	3人	3人	6人	15人
通常の学級	小学校	62人	25人	143人	155人	186人
	中学校	2人	4人	26人	18人	39人

表3-14 「個別指導計画」作成人数の推移

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
特別支援学級 (固定学級)	小学校	63人	68人	74人	78人	82人
	中学校	36人	56人	50人	55人	74人
特別支援学級 (特別支援教室)	小学校	32人	100人	134人	154人	198人
	中学校	20人	20人	14人	17人	27人
通常の学級	小学校	129人	44人	175人	178人	229人
	中学校	20人	8人	14人	17人	29人

(8) 「就学支援シート」の活用

「就学支援シート」は、特に健康や人との関わり、様々な活動等で小学校等に入學してから何らかの特別な指導や支援が必要なお子さんについて、適切な情報を小学校等へ引き継ぎ、円滑な学校生活が送れるようにすることを目的として、保護者と保育所・幼稚園等就学前機関、療育機関等が協力して作成し、就学する学校に引き継ぐものです。

平成23年度の試行実施を経て、平成24年度から本格実施しています。

提出件数が減少傾向にあることから、今後、「就学支援シート」の活用をより一層推進するために、保護者に対して十分な周知を図る必要があります。

表3-15 「就学支援シート」提出件数の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
「就学支援シート」 提出件数	120件	108件	119件	100件	96件

(9) 教員研修会の実施

特別支援教育に関する教員研修会は、各校の特別支援教育コーディネーターにより構成される特別支援教育推進委員会、夏季休業中に開催される特別支援教育研修会、年に1回開催される特別支援学級研修会等があります。

これまで、校長、副校長、主幹教諭対象の各研修、全ての特別支援教育コーディネーターが参加した夏季教員研修、初任者教員対象の研修において、特別支援教育に関する内容を位置付け、特別支援教育に係る校内組織体制の在り方等について理解を深めてきました。

今後も、教員の理解を推進し、指導力の向上を図るため、研修を一層充実させる必要があります。

(10) 副籍制度の実施

副籍制度は、都立特別支援学校の小学部及び中学部に在籍する本市の児童及び生徒が、武蔵村山市立学校の小学校又は中学校に副次的な籍（副籍）を置いて、市立学校との直接的・間接的な交流をすることにより、その居住地域とのつながりの維持・継続を図っていくことを目的として、平成19年度から実施している制度です。

対象児童・生徒に学校だよりや学校行事の案内等を配布するとともに、行事や学級活動、小学校における外国語活動等を通して、交流及び共同学習を行っています。

今後とも、都立特別支援学校コーディネーターと副籍校の特別支援教育コーディネーター等の連絡体制を強化し、副籍制度の充実を図っていく必要があります。

表3-16 副籍児童・生徒数の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
副籍児童・生徒数	28人	35人	38人	38人	39人

(11) 交流及び共同学習の実施

本市では、固定の特別支援学級設置校を中心に、特別支援学級に在籍する児童・生徒と通常の学級に在籍する児童・生徒との交流及び共同学習を通して、全ての児童・生徒が関わり合い、学び合う教育を目指してきました。

文部科学省初等中等教育分科会・特別支援教育の在り方に関する特別委員会から、平成24年7月に示された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」には、「基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。」と記載されています。

今後とも、個別の教育的ニーズのある児童・生徒の自立と社会参加を見据えて、各学校における交流及び共同学習を一層推進する必要があります。

3 第四次武蔵村山市特別支援教育推進計画5年間の評価

平成28年3月策定の第四次計画における具体的な行動計画の達成状況について、下記のとおりまとめました。

計画どおりの進捗状況のものを「◎達成」とし、計画の一部が達成されたものを「○一部達成」として、その中に、継続的な検討が必要なものも含めました。また、計画が未実施、あるいは未着手のものは「●未実施（未着手）」と示しています。

なお、表中の『方向』とは、本計画での位置付けを表したものです。

(1) 学校における特別支援教育推進に向けた具体的な行動計画

具体的な施策	No.	事業名	評価	方向
特別支援教育の視点を明確にした学校経営	①	学校経営方針への位置付け、推進状況の把握及び進行管理	◎	継続
特別支援教育校内体制の整備	②	特別支援教育校内委員会の校務分掌への位置付け	◎	継続
	③	校内研修の充実	○	継続
	④	特別支援教育校内研修手引の作成	○	継続
	⑤	特別支援教育推進委員会の実施	◎	継続
	「就学支援シート」の活用	⑥	「就学支援シート」の活用	◎
実態把握調査・分析			◎	継続
「学校生活支援シート」等の作成と活用	⑦	「学校生活支援シート」の作成と活用	○	継続
		実施状況調査・分析	○	継続
	⑧	「個別指導計画」の作成と活用	○	継続
		実施状況調査・分析	○	継続
	⑨	保護者への説明の実施	○	継続
通常の学級に在籍する発達等に課題のある児童・生徒に対する個別指導・支援の充実	⑩	通常の学級に在籍する発達等に課題のある児童・生徒等への指導・支援	○	拡充
	⑪	小学校への特別支援教室の導入	◎	完了
交流及び共同学習の推進	⑫	交流及び共同学習	○	継続
都立特別支援学校と連携した教育の推進	⑬	都立特別支援学校と連携した教育	○	継続
都立特別支援学校及び特別支援学級の児童・生徒間の交流の促進	⑭	都立特別支援学校及び特別支援学級の児童・生徒間の交流 ・伸びゆく子供展 ・特別支援学級交流会 等	○	継続
通常の学級及び特別支援学級における授業改善の推進	⑮	通常の学級及び特別支援学級における授業改善	○	拡充
		特別支援学級「授業改善推進プラン」	●	拡充

「学校における特別支援教育推進に向けた具体的な行動計画」については、着実に計画を推進しているところですが、「学校生活支援シート」の作成・活用では、特別支援学級設置校・特別支援教室拠点校では、在籍する全ての児童・生徒の「学校生活支援シート」が作成・活用されたものの、通常学級に在籍する児童・生徒については、全ての学校で作成・活用することができなかつたことから、今後、関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援の充実を図るため、通常学級に在籍する児童・生徒の「学校生活支援シート」の作成率の向上を図る必要があります。

また、通常の学級及び特別支援学級（固定学級）における授業改善では、全ての通常学級で「授業改善推進プラン」を作成し、取組を推進してきましたが、今後は、「授業改善推進プラン」に特別支援教育の視点を取り入れる等、通常学級における更なるユニバーサルデザイン化を促進していくとともに、特別支援学級における「授業改善推進プラン」を作成し、児童・生徒一人一人の困難さに応じた指導の充実・強化に努めていく必要があります。

特別支援教室は、令和2年度で全ての小中学校への設置が完了しましたが、今後も特別な支援を要する児童・生徒が増加すると予想されることから、各学校の特別支援教室の確保に留意するとともに、通級指導での効果が認められない中学生に対する支援先（中学校における自閉症・情緒障害特別支援学級設置等）について検討していく必要があります。

（２）教育委員会における特別支援教育推進に向けた具体的な行動計画

具体的な施策	No.	事業名	評価	方向
教育委員会事務局内の組織体制の整備	⑩	組織内連携体制の強化	○	廃止
特別支援教育関係会議等の推進	⑪	特別支援教育関係会議及び巡回相談の実施	◎	継続
支援体制の整備	⑫	小学校への特別支援教室の導入【再掲】	◎	完了
	⑬	介助員・特別支援教育支援員の配置	◎	継続
	⑭	スクールカウンセラーの活用	◎	継続
	⑮	特別支援学級緊急時通学タクシー事業の実施	○	継続
特別支援教育コーディネーターの養成、教員研修の充実	⑯	特別支援教育コーディネーター研修の実施	○	継続
	⑰	特別支援教育に関する研修会の実施	◎	継続
保護者等への理解・啓発	⑱	特別支援教育講演会の開催	◎	継続
	⑲	特別支援教育啓発パンフレット等の作成	◎	継続
	⑳	ホームページや広報誌を活用した情報発信	◎	拡充
副籍制度の実施	㉑	副籍制度の実施	◎	拡充
	㉒	副籍制度連絡体制の構築	○	継続
自閉症・情緒障害特別支援学級の整備	㉓	自閉症・情緒障害学級の整備	●	継続

「教育委員会における特別支援教育推進に向けた具体的な行動計画」についても着実に計画を推進してきましたが、自閉症・情緒障害特別支援学級の整備について未着手であり、早急に検討し、速やかに対応する必要があります。

また、「教育委員会事務局内の組織体制の整備」については、教育委員会事務局における特別支援教育に関する事務分掌の見直しにより、特別支援教育推進に係る事務を教育指導課に集約したことで、庁内、外部機関等と連携した一体的な特別支援教育の推進体制が確保されたことから、本計画では施策を廃止することとしました。

その他の各施策については、引き続き、拡充または継続して取り組み、教育委員会における特別支援教育の更なる深化・推進を図っていく必要があります。

第4章 武蔵村山市特別支援教育推進における具体的な施策

1 施策の体系

理念	指針	具体的な施策
<p>共生社会の実現</p> <p>● ● ●</p> <p>幼児・児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸長する</p> <p>社会的自立を促進する</p> <p>学校・家庭・地域及び関係機関の連携</p>	<p>指針 1 学校・家庭・地域及び関係機関の連携による教育的支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 都立特別支援学校と連携した教育の推進 (2) 特別支援教育関係会議等の推進
	<p>指針 2 インクルーシブ教育と心のバリアフリーの推進を通じた共生社会の実現</p>	<ul style="list-style-type: none"> (3) 交流及び共同学習の推進 (4) 都立特別支援学校及び特別支援学級の児童・生徒間の交流の促進 (5) 副籍制度の充実による交流活動の推進 (6) 障害のある人との交流の推進 (7) 障害者スポーツを通じた障害者理解教育の推進 (8) 学校教育における「心のバリアフリー」の理解の促進 (9) 心のバリアフリーに関する周知と理解の促進 (10) 特別支援教育に関する周知と理解の促進 (11) 人権教育の推進
	<p>指針 3 特別支援教育支援体制の整備・推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> (12) 未就学児童及び学齢児童・生徒の支援の連携 (13) 教育・福祉・家庭の連携による支援体制の推進 (14) 乳幼児期における支援体制の推進
	<p>指針 4 特別支援教育に関する校内組織の整備・教員の専門性の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> (15) 特別支援教育の視点を明確にした学校経営 (16) 特別支援教育校内体制の整備 (17) 通常学級に在籍する発達等に課題のある児童・生徒への個別指導・支援の充実 (18) 通常の学級及び特別支援学級における授業改善の推進
	<p>指針 5 児童・生徒の個別教育ニーズに対応した教育環境の整備・推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> (19) 教育委員会における支援体制の継続 (20) 教員研修の充実及び特別支援教育コーディネーターの養成
	<p>指針 6 児童・生徒の安全確保に向けた防災教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> (21) 自閉症・情緒障害特別支援学級の設置 (22) 校内におけるICTの活用 (23) 災害時における安全確保の推進

2 特別支援教育推進に向けた具体的な行動計画

指針 1 学校・家庭・地域及び関係機関の連携による教育的支援の充実

(1) 都立特別支援学校と連携した教育の推進 学校

特別支援学級における教育内容の充実を図るために、センター校である都立羽村特別支援学校から、様々な指導・助言をいただきながら、授業改善を推進してきました。また、同特別支援学校及び都立村山特別支援学校の教員（コーディネーター等）には、特別支援教育連携協議会の委員を委嘱し、本市における特別支援教育施策の立案に際しても助言をいただいているほか、本市の特別支援教育専門委員会委員や巡回相談員等についても委嘱し、特別支援学級のみならず通常の学級に在籍する児童・生徒に対するアセスメント、教員への助言、保護者への対応等、多岐にわたって高い専門性を生かした連携を図っています。

今後とも、多様化する児童・生徒の発達の課題等に対応するため、各学校、教育委員会と都立特別支援学校との連携による一貫性ある支援体制の強化を図ります。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
① 都立特別支援学校と連携した教育	実施	—————▶			

(2) 特別支援教育関係会議等の推進 教育部 拡充

組織体制の整備に合わせ、平成25年度から特別支援教育関係会議（連携協議会、専門委員会、就学支援委員会、入級支援委員会）の窓口一本化、一体的な会議運営を実施しています。

令和3年度以降についても、新しい生活様式を取り入れ、引き続き、特別支援教育推進体制の充実に努めていきます。特に、入級支援委員会については、特別支援教室の設置に対応して、効率的かつ効果的な運営を図っていきます。

また、学識経験者、医師、臨床心理士、特別支援教育コーディネーター、市立学校の教諭、就学相談員等で構成された巡回相談を実施し、教員等に対して、特別な教育的支援が必要な児童・生徒の指導内容や方法及び児童・生徒一人一人に応じた支援体制の在り方等について、適切な助言を行っていきます。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
② 特別支援教育関係会議の実施	実施	—————▶			
③ 巡回相談の実施	実施	—————▶			

(3) 交流及び共同学習の推進 学校

特別支援学級に在籍する児童・生徒と通常の学級に在籍する児童・生徒との交流及び共同学習は、双方の児童・生徒に対して、共生社会の形成に向けた多様性を尊重する心や豊かな人間性を育てる上で、大きな意義があります。

本市においても、固定の特別支援学級設置校では、同学級に在籍する児童・生徒が、交流学級（通常の学級）での学習や給食、行事等に参加する等、日常の教育活動の様々な場面で、交流及び共同学習が行われてきました。

今後とも、インクルーシブ教育の推進と、個別の教育的ニーズのある児童・生徒の自立と社会参加の実現にむけて、これまで以上に多様で柔軟な教育課程の中で、可能な限り、交流及び共同学習を推進していく必要があります。

その際、各学校は一人一人の児童・生徒の指導・支援に必要な「合理的配慮」の視点に立ち、学校生活（朝の会・帰りの会、休み時間、給食時間、係や当番活動等）、学習及び学校行事の諸場面ごとに、どのような工夫により交流及び共同学習が可能となるのか、十分に検討することが大切です。

また、通常の学級と特別支援学級の双方の教育課程に、交流及び共同学習を位置付けるとともに、「個別指導計画」には、事前・事後の指導や支援の在り方を含めて、一人一人の児童・生徒の実態に応じた交流及び共同学習の在り方を明記することが欠かせません。

さらに、交流及び共同学習が成立するための環境の整備として、交流学級に、常時、特別支援学級に在籍する児童・生徒の机、椅子、ロッカー等を配置しておいたり、同学級の児童・生徒名も含めた学級名簿を準備しておいたりすることにより、同学級の児童・生徒の所属感や自己有用感を高める工夫が大切です。

また、交流及び共同学習を推進するに当たっては、特別支援学級及び通常の学級の担任はもとより、学校組織全体で適切に役割分担をしながら、児童・生徒の指導・支援が、適切に行われるよう配慮し、引き続き実施していくとともに、特に特別支援学級設置校内における交流及び共同学習を推進していきます。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
④交流及び共同学習	実施	→	→	→	→

(4) 都立特別支援学校及び特別支援学級の児童・生徒間の交流の促進

学校

本市で、11月から12月に開催される「伸びゆく子供展（本市特別支援学級（固定学級）に在籍する児童・生徒及び都立村山特別支援学校の児童・生徒の作

品展)」は、市役所ロビーで開催後、市内全小・中学校において巡回展示を行っており、作品を通じた交流の場となっています。

また、市立中学校5校の生徒会が都立村山特別支援学校と交流することを目的として開催される「6校交流会」や、近隣校である雷塚小学校における定期的・継続的な交流をはじめ、各小・中学校の学校行事等における同特別支援学校との交流プログラム等、地域の特別支援学校の児童・生徒と市立小・中学校の児童・生徒との交流については、交流及び共同学習や副籍制度を推進する視点から、これからも一層大切な取組となってきます。

さらに、本市特別支援学級（固定学級）に在籍する児童・生徒が一堂に会して、毎年11月に実施される「特別支援学級交流会」は、児童・生徒同士のふれあいの場のみならず、日頃の学習の成果を発揮する場として、大変意義のある機会となっています。

今後とも、多様な学びの場としての児童・生徒間の交流を推進していきます。

項 目	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
⑤都立特別支援学校及び特別支援学級の児童・生徒間の交流	実施	→			

(5) 副籍制度の充実による交流活動の推進

教育部

拡充

副籍制度とは、都立特別支援学校の小学部・中学部に在籍する児童・生徒が居住する地域の小・中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）をもち、直接的・間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度です。

副籍制度により、居住する地域の中で、児童・生徒の相互理解が進み、「豊かな心の育成」につながる等が期待されます。そのため、都立特別支援学校に在籍している児童・生徒及び保護者に対して、ホームページ等を活用した副籍交流の周知を図り、地域との絆を育むことができるように支援していきます。

また、各学校の特別支援教育コーディネーターで構成する「特別支援教育推進委員会（令和3年度から、特別支援教育コーディネーター連絡会（仮称）に移行）」に副籍児童・生徒が在籍する都立特別支援学校のコーディネーターを招請する等、引き続き、副籍制度に関する連絡体制の強化を図り、共生社会の実現に向けた教育システムの構築を推進していきます。

項 目	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
⑥副籍制度の実施	実施	→			
⑦副籍制度連絡体制の強化	実施	→			

(6) 障害のある人との交流の推進 教育部 健康福祉部 新規

小・中学校等が福祉施設等と連携して行う障害のある人との交流は、交流及び共同学習と同様の意義を有するほか、地域社会の中で、障害のある人と助け合い支え合うことを学ぶ機会となります。

また、学校卒業後における障害のある人の学びの一環として、地域の小・中学校等における児童・生徒等との交流を促すことは、児童・生徒等にとって「心のバリアフリー」を学ぶ機会となるのみならず、障害のある人にとっても、地域とつながりを持ち、社会参加する絶好の機会となります。

そのため、教育委員会を中心に、学校や障害のある人の生涯学習や文化、スポーツ活動を推進する庁内各部局との連携を推進するとともに、障害のある人やその支援等に関わる社会福祉事業を実践している社会福祉法人や社会福祉協議会、障害者スポーツや文化芸術等の関係団体等とのネットワークを形成することで、障害のある人との交流の機会の創出を図ります。

項 目	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
⑧障害のある人との交流機会の創出	実施	—————▶			

(7) 障害者スポーツを通じた障害者理解教育の推進

教育部 学 校 新規

スポーツは、健全な身体と豊かな心を育むことに寄与するだけでなく、協調性や積極性の涵養^{かんよう}、相互理解の推進等、多面的な教育効果が期待されます。

特に、特別支援教育においては、障害のある児童・生徒の健やかな身体と心を育むとともに、積極的に他者と関わり、自立と社会参加に向けた素養を涵養^{かんよう}していけるよう、そして、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒がスポーツを通じて互いに理解を深められるよう、障害者スポーツの普及を図っていくことが重要です。

そのため、体育の授業等を通じた様々な場面における障害者スポーツの体験や交流を充実させ、障害者スポーツを通じた障害者理解教育の推進を図ります。

項 目	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
⑨障害者スポーツを通じた障害者理解教育の推進	実施	—————▶			

(8) 学校教育における「心のバリアフリー」の理解の促進

教育部 学校 **新規**

平成29年2月、国のユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議において、学校における「心のバリアフリー」の教育を展開するための具体的施策として、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」が取りまとめられました。

本市においても、これまで交流及び共同学習等を通じた「心のバリアフリー」に関する教育を推進してきましたが、今後は、こうした国の新たな計画の内容等を踏まえ、全ての児童・生徒に対して「心のバリアフリー」に関する指導を推進するとともに、教員研修会等を通して、教員の「心のバリアフリー」に関する理解の促進を図ります。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
⑩児童・生徒に対する「心のバリアフリー」に関する指導	実施	→			
⑪教員への「心のバリアフリー」に関する理解の促進	実施	→			

(9) 心のバリアフリーに関する周知と理解の促進

教育部 **新規**

社会には多様な人が存在し、その中には様々なバリアにより社会参加が困難な人がいますが、性別や年齢、障害等に応じた必要な配慮が行われることより、バリアが取り除かれ、社会参加が可能となります。

このバリアを取り除くためには、施設や設備等のハード面や、多様な手段による情報提供等の情報面の環境整備に加えて、困っているときは、お互いに支え合おうとする人々の配慮や気遣いが必要です。

平成29年3月の学習指導要領の改訂において、学校教育における心のバリアフリー化の推進が図られましたが、心のバリアフリーを地域全体に広げていくためには、学校教育のみならず、保護者や市民全体への周知と理解の促進が必要となります。

そのため、心のバリアフリー啓発パンフレットを作成し、幅広く保護者や市民への周知と理解の促進を図ります。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
⑫心のバリアフリー啓発パンフレットの作成	実施	→			

(10) 特別支援教育に関する周知と理解の促進 **教育部** **拡充**

共生社会の実現に向けては、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒の相互理解はもとより、未来を担う子供を育てる教員や保護者を含め、より多くの人々に対して特別支援教育に関する理解啓発を図っていく必要があります。

そのため、新しい生活様式を考慮した新しい講演会の運営方法を検討した上で、引き続き、多くの人々に対して特別支援教育に関する理解・啓発を行うとともに、「就学支援シート」、「学校生活支援シート」、「個別指導計画」の意義や活用方法について、保護者に対して、時期を捉えて情報提供を行います。

また、国や都の動向を踏まえ、特別支援教育啓発パンフレット等を改訂し、未就学児の保護者に対して最新の情報を提供する等、早い段階から特別支援教育についての理解・啓発を図るとともに、幅広く市民に対して特別支援教育に関する情報提供を行うため、ホームページや広報誌への掲載内容の工夫や、より効果的な情報発信の在り方等について検討を行います。

その他、発達障害に対応して、特別な支援を在籍校で受けることができる特別支援教室について、保護者の理解を深めるため、説明会の実施を検討するとともに、必要に応じて、特別支援教室に関するリーフレットの作成・配布を行います。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
⑬特別支援教育講演会の開催	実施	→			
⑭特別支援教育啓発パンフレット等の作成	実施	→			
⑮ホームページや広報誌を活用した情報発信	実施	→			

(11) 人権教育の推進 **教育部** **学校** **新規**

心のバリアフリーや特別支援教育に関する周知と理解の促進を図るとともに、人権意識の高揚や道徳教育を推進していくことも必要となります。

そのため、学校・家庭・地域、関係機関と連携し、児童・生徒にいじめは絶対許されないことを徹底して指導するとともに、あらゆる偏見や差別をなくすため、全ての教育活動を通して人権教育を推進します。

また、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を発揮し、相互の緊密な連携のもと、地域ぐるみで、児童・生徒一人一人を見守り、育てる環境を整備するとともに、道徳的実践活動を通し、心の教育の充実を図ります。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
⑯人権尊重の精神 ^{かんよう} を涵養する取組の推進	実施	→			
⑰心の教育の充実	実施	→			

(12) 未就学児童及び学齢児童・生徒の支援の連携 学校

「就学支援シート」は、子供たち一人一人が豊かで楽しい学校生活を送ることができるようにするために、保護者と保育所・幼稚園・療育機関等が協力して作成し、就学する学校に引き継ぐものです。

本計画においても、引き続き、「就学支援シート」の制度の周知及び活用による、入学期の指導・支援の充実を図るとともに、学齢期を通じて一貫した支援を行うために作成する「学校生活支援シート」や、障害の実態や発達段階に応じた、指導目標等を教科全般にわたって作成する「個別指導計画」の作成につなげることで、一人一人のニーズにあったきめ細やかな指導につなげていきます。

また、切れ目のない支援の充実を図るため、「学校生活支援シート」の一元化・データベース化等について検討を進めるとともに、各校において、特別支援教育に関する自校の方針や具体的な指導や支援の在り方について、保護者等に説明し、理解の促進を図っていきます。

項 目	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
⑱「就学支援シート」の活用	実施	→	→	→	→
○実態把握調査・分析・周知	実施	→	→	→	→
⑲「学校生活支援シート」の作成と活用	実施	→	→	→	→
○実態状況調査・分析・周知	実施	→	→	→	→
⑳「個別指導計画」の作成と活用	実施	→	→	→	→
○実態状況調査・分析・周知	実施	→	→	→	→
㉑保護者への説明の実施	実施	→	→	→	→

(13) 教育・福祉・家庭の連携による支援体制の推進

健康福祉部
子ども家庭部
教育部
新規
重点
事業

特別支援教育は、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、適切な指導及び必要な支援を行うものであります。そのためには、各関係する機関または関係部局の間で必要な連携を強化することにより、適切な支援を行います。また、国では、行政分野を超えた切れ目のない連携を推進することを目的として、平成30年3月、「家庭と教育と福祉の連携『トライアングルプロジェクトチーム』」を発足しました。本市においても、要保護児童対策地域協議会等の連携を促進するとともに、放課後等デイサービスや保育所

等訪問支援事業を含む障害のある子供に係る福祉制度について、教員研修会などを活用し、福祉部局や障害児通所支援事業所等が説明する機会を設けるなど、障害のある子供に係る福祉制度の教員への周知を促進します。

その他、乳幼児期から学齢期に至るまでの各段階で、保護者が孤立感・孤独感を感じることなく、必要な支援が受けられるよう、関係機関との連携のもと、相談窓口の一元化と分かりやすい情報提供のあり方について検討を進めるとともに、保護者同士の交流機会や専門家による相談機会の充実を図ります。

また、障害のある方等が「乳幼児期」「学齢期」「成人期」に渡って、相談機関や医療機関での記録や成育歴等に関する情報を集約するツール（むさしむらやまマイファイル）を活用することで、就学時や就労時に支援やサービスを円滑に受けられるよう、今後も制度の周知を図ります。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
㉒むさしむらやまマイファイルの活用	実施				
㉓要保護児童対策地域協議会等の活用による関係部局の連携	実施				
㉔教員への福祉制度の周知	実施				
㉕相談窓口の一元化と保護者への分かりやすい情報提供	実施				
㉖保護者同士の交流や専門家による相談の実施	実施				

**重点
事業**

(14) 乳幼児期における支援体制の推進

子ども家庭部

新規

学齢期において児童・生徒が安心して学校に通うことできるためには、関係機関の連携のもと、乳幼児期から学校卒業までのライフステージに応じた切れ目のない支援を推進することが必要となります。

そのため、3～4か月児、1歳6か月児、2歳児（歯科）及び3歳児について乳幼児健康診査を実施し、疾病や発達の遅れの早期発見に努めるとともに、「就学支援シート」を通して、入学期の指導・支援が確実に行われるよう関係機関の連携を促進します。また、保育所や幼稚園に在籍する発達障害を有すると思われる児童等について、相談員（学識経験者・臨床心理士）が状況等を観察した上で、関係職員に具体的な指導方針等について助言や相談を行うとともに、「就学支援シート」を通して学校に引き継ぐことで、学齢期の適切な指導につなげていきます。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
㉗乳幼児健康診査の実施	実施				
㉘保育所等巡回指導・相談事業の推進	実施				

指針 4 特別支援教育に関する校内組織の整備・教員の専門性の向上

(15) 特別支援教育の視点を明確にした学校経営 学校

特別支援教育の推進に当たっては、全ての校長がリーダーシップを発揮し、特別支援教育の視点を明確にした学校経営を行っていくことが大切です。それは、特別な支援が必要な児童・生徒への指導について、校長を責任者として、教職員が協力し合い、学校全体で組織的、計画的に進めることにつながります。

そこで、学校経営方針に自校の特別支援教育の考え方や方針を明示するとともに、教育委員会においても、各校の学校経営方針及び教育課程への特別支援教育の位置付けに関する指導・助言や、「学校生活支援シート」や「個別指導計画」等の作成状況を確認し、特別支援教育に係る授業改善を推進していくことが必要です。

今後も、各学校の学校経営方針や教育課程に特別支援教育の視点を明確に位置付けることはもとより、特別支援教育の一層の充実を図るため、国や都の動向を確認しながら、インクルーシブ教育や合理的配慮の実践も含め、教職員の特別支援教育に対する理解を深めるとともに、児童・生徒や保護者が特別支援教育の意義と必要性を理解できるよう、様々な機会に継続的に意識啓発を図っていきます。

項 目	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
㊹ 学校経営方針への位置付け、推進状況の把握及び進行管理	実施				→

(16) 特別支援教育校内体制の整備 学校

全校的な支援体制を整備するために、特別支援教育校内委員会を全校に設置し、校務分掌に位置付けています。特別支援教育の全校体制を確立するに当たっては、校内委員会に期待される役割が大きいことから、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会を推進する等、より一層機能の充実を図るとともに、学校全体での情報共有・連携体制の強化を図ります。また、教育委員会において、毎年度、校内委員会の開催状況や内容を確認します。

項 目	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
㊺ 特別支援教育校内委員会の校務分掌への位置付け	実施				→

(17) 通常学級に在籍する発達等に課題のある児童・生徒への個別指導・支援の充実 学校 拡充

個別の教育的指導・支援を必要とする通常の学級に在籍する児童・生徒に対し

ては、所属する学級における一斉指導に加えて、社会性を身に付けさせたり、基礎的・基本的な学力の定着を図るための個別の指導や支援を充実させることが求められています。

そうした児童・生徒に対しては、各学校において、これまでも、一斉指導の中で支援員等を配置して対応したり、別室で教職員が個別に対応したりする等の工夫により、適宜、指導・支援を行ってきました。

また、巡回相談における助言や、特別支援教育校内委員会における協議等を通して、一人一人の児童・生徒の実態を踏まえ、早い段階から、組織的・計画的に、個別の指導・支援を行ってきました。

今後は、巡回相談の実施回数を増やす等、より早い段階から、組織的・計画的に個別の指導・支援につなげていく必要があります。

学校は、保護者の理解を十分に得ながら、通常の学級に在籍する個別の教育的支援の必要な児童・生徒に対して、「一斉指導における学級担任等による支援」、「一斉指導における複数指導者による支援」、「一斉指導における支援員等による支援」、「別室での個別指導・支援」等について、場面と支援内容を工夫しながら、「学校生活支援シート」や「個別指導計画」を作成していきます。

また、児童・生徒の実態に応じて、「特別支援教室における個別指導・支援」を行うことができるようにするため、入級支援委員会や巡回指導教員等と連携を図ることも大切です。

現在、本市では、「東京都発達障害教育推進計画（平成28年2月）」及び「東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画（平成29年2月）」に基づき、公立小中学校全校に特別支援教室を設置したことで、児童・生徒が必要な支援を自校で受けられるとともに、担任と巡回指導教員との連携強化により、児童・生徒一人一人の状況に応じたきめ細やかな教育を推進します。

今後は、特別支援教室の円滑な運営と中学校における情緒固定学級開設等についての検討を進めていく必要があります。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
③ 通常の学級に在籍する発達等に課題のある児童・生徒等への指導・支援	実施	→			
③ 特別支援教室の運営	実施	→			

(18) 通常の学級及び特別支援学級における授業改善の推進

学校

拡充

重点
事業

本市での特別支援教育の推進に当たっては、一人一人の児童・生徒が、日々の授業を通じて、「できた」、「分かった」、「もっとやりたい」等、達成感や自己有用

感を持てるようにすることが、最も重要な視点であることを忘れてはなりません。発達課題等により、これまで一斉指導では十分に能力を発揮できなかった児童・生徒の中に、教員が授業を改善することにより、集中して学習に取り組み、学力を定着させることができるようになる例もあると考えられます。

通常の学級における授業に際しても、児童・生徒の実態を踏まえて、分かりやすい指示や発問、理解を促す板書の在り方、視覚を重視した教材の提示等、特別支援教育の視点を取り入れて、授業を改善、工夫することが極めて重要です。

本市においては、毎年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果等を踏まえて、「授業改善推進プラン」を作成しているところですが、今後も、特別支援学級の教員等の助言を参考にする等して、特別支援教育の視点をもった環境の整備及び指導方法の共通認識を図るための周知方法について検討を進めます。

また、小・中特別支援学級においても、令和3年度から「授業改善推進プラン」を作成し、授業のユニバーサルデザイン化を推進します。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
③通常の学級及び特別支援学級における授業の改善	実施	→			
④特別支援学級「授業改善推進プラン」	実施	→			

(19) 教育委員会における支援体制の継続 **教育部** **拡充**

「東京都発達障害教育推進計画（平成28年2月）」及び「東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画（平成29年2月）」に基づき、令和2年度までに公立小中学校全校に「特別支援教室」が設置され、児童が必要な支援を自校で受けられるとともに、担任と巡回指導教員との連携が図られました。

今後は、中学校における情緒固定学級開設等についての検討を進めていく必要があります。

また、児童・生徒一人一人の障害等の実態に応じて、特別支援学級における介助員の配置や、通常の学級及び特別支援学級における特別支援教育支援員の配置を引き続き行い、児童・生徒に対する支援の充実を図るとともに、今後も介助員や特別支援教育支援員等への研修機会を確保します。

なお、今後も様々な障害のある児童・生徒が本市の小・中学校に在籍することとなった場合は、当該児童・生徒の障害の実態を把握し、学校における生活や学習に困難を感じることをしないよう適切な支援を推進します。

さらに、スクールカウンセラーを引き続き配置し、相談体制の充実を図るとともに、スクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関相互の調整及び連携の強化を図ります。

項 目	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
⑳ 特別支援教室の運営【再掲】	実施				→
㉑ 介助員・特別支援教育支援員の配置	実施				→
㉒ スクールカウンセラーの活用	実施				→
㉓ スクールソーシャルワーカーの活用	実施				→
㉔ 特別支援学級緊急時通学タクシー事業の実施	実施				→

(20) 教員研修の充実及び特別支援教育コーディネーターの養成

教育部

重点
事業

各校における特別支援教育を推進するためには、管理職を始めとし、通常の学級の担任も含めて全ての教職員に対して、特別支援教育に関する研修を意図的、計画的に実施していく必要があります。実施内容については「校内委員会の運営」等基礎的な内容から「授業改善」、「インクルーシブ教育」等、専門的な内容まで、幅広く視野に入れて検討することが必要ですが、とりわけ、若手職員に対しては、初任者研修において特別支援教育関連の研修を年1回以上実施するとともに、小中学校管理職に対しては、管理職対象夏季研修会において、特別支援教育の理解促進を目的とした内容を検討していきます。

また、特別支援教育を推進する上で重要な役割を担う特別支援教育コーディネーターに対しては、市教育委員会として、各校の特別支援教育コーディネーターの専門性の向上を図るため、令和3年度より、従来の特別支援教育推進委員会を「特別支援教育コーディネーター連絡会（仮称）」に移行し、内容の充実に努めます。内容については、特別支援教育コーディネーターの養成研修を計画的に実施するとともに、連絡会を通して、情報共有・連携体制の強化を図ります。

さらに、特別支援教育研修の一環として、Web会議システムを活用した入級支援委員会への参加を促進します。

項 目	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
㉕ 特別支援教育に関する研修会の実施	実施				→
㉖ 特別支援教育コーディネーター研修の実施	実施				→
㉗ 特別支援教育校内研修手引きの改定	実施				→
㉘ 特別支援教育コーディネーター連絡会（仮称）の実施	実施				→

(21) 自閉症・情緒障害特別支援学級の設置

教育部

重点
事業

「東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画（平成29年2月）」には、地域の実情に応じた「自閉症・情緒障害学級」の計画的な設置により、特別支援教室等では障害による学習又は生活上の困難の改善が難しいと思われる児童・生徒に対する教育的な支援の充実を図ることが示されています。

本市においても、既に設置されている小学校2校の取組や小・中学校全校に設置された特別支援教室での取組等を踏まえた上で、「自閉症・情緒障害学級設置検討委員会（仮称）」を開催し、中学校における自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）の早期整備と、小学校における特別支援学級（固定学級）、特に西部地区への整備に向けた検討を進めます。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
④中学校における自閉症・情緒障害特別支援学級の設置	検討	検討状況に応じ順次設置			
④西部地区小学校における固定学級の設置	検討	検討状況に応じ順次設置			

(22) 校内におけるICTの活用

教育部

学校

新規

重点
事業

他の子供たちとの学習が困難、発達障害、特異な才能を持つ等多様な子供たちを誰一人残すことなく、子供たち一人一人に公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できるICT環境を実現するために、武蔵村山市教育委員会では令和2年度に一人一台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備しました。

今後は、ICT機器の効果的な利活用により、特別支援学級、特別支援教室及び通常学級において、よりわかる授業、個別最適化された学びを提供し、全ての児童・生徒の学習課題への興味・関心を高め、学習内容のより深い理解を促します。

また、視覚障害、発達障害等の事由により通常の紙の教科書を使用して学習することが困難な児童・生徒に対しては、必要に応じ、検定済教科書の内容を電磁的に記録した「デジタル教科書」の導入を検討します。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
④校内におけるICTの活用	実施				

指針 6 児童・生徒の安全確保に向けた防災教育の推進

(23) 災害時における安全確保の推進

教育部

学校

自然災害への危機意識の高まりの中で、災害時において、自ら身の安全を確保し、非常事態に適切に対応する力を身に付けることや、保護者や学校、地域等による連携のもと、児童・生徒の安全を守る体制づくりが求められています。

そこで、各学校において、特別な支援を必要とする児童・生徒を含む全ての児童・生徒に対して、様々な想定に基づいた避難訓練を月1回実施し、児童・生徒が避難経路や避難方法を確実に学べるようにするとともに、安全指導計画を作成し、月1回実施する安全指導日等を通して、災害安全等について計画的に指導することで、児童・生徒の災害に対する自助意識の醸成を図ります。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
④⑥ 避難訓練の実施	実施	→	→	→	→
④⑦ 災害安全等についての計画的な指導	実施	→	→	→	→

(2) 教育部における行動計画

具体的な施策	事業名	方向
指針1 : 学校・家庭・地域及び関係機関の連携による教育的支援の充実		
(2) 特別支援教育関係会議等の推進	② 特別支援教育関係会議の実施	拡充
	③ 巡回相談の実施	
指針2 : インクルーシブ教育と心のバリアフリーの推進を通じた共生社会の実現		
(5) 副籍制度の充実による交流活動の推進	⑥ 副籍制度の実施	拡充
	⑦ 副籍制度連絡体制の強化	
(6) 障害のある人との交流の推進	⑧ 障害のある人との交流機会の創出	新規
(7) 障害者スポーツを通じた障害者理解教育の推進	⑨ 障害者スポーツを通じた障害者理解教育の推進	新規
(8) 学校教育における「心のバリアフリー」の理解の促進	⑪ 教員への「心のバリアフリー」に関する理解の促進	新規
(9) 心のバリアフリーに関する周知と理解の促進	⑫ 心のバリアフリー啓発パンフレットの作成	新規
(10) 特別支援教育に関する周知と理解の促進	⑬ 特別支援教育講演会の開催	拡充
	⑭ 特別支援教育啓発パンフレット等の作成	
	⑮ ホームページや広報誌を活用した情報発信	
(11) 人権教育の推進	⑯ 人権尊重の精神を涵養する取組の推進	新規
	⑰ 心の教育の充実	
指針3 : 特別支援教育支援体制の整備・推進		
(13) 教育・福祉・家庭の連携による支援体制の推進	⑳ むさしむらやまマイファイルの活用	新規
指針4 : 特別支援教育に関する校内組織の整備・教員の専門性の向上		
(19) 教育委員会における支援体制の継続	㉒ 特別支援教室の運営【再掲】	拡充
	㉓ 介助員・特別支援教育支援員の配置	
	㉔ スクールカウンセラーの活用	
	㉕ スクールソーシャルワーカーの活用	
	㉖ 特別支援学級緊急時通学タクシー事業の実施	
(20) 教員研修の充実及び特別支援教育コーディネーターの養成	㉗ 特別支援教育に関する研修会の実施	継続
	㉘ 特別支援教育コーディネーター研修の実施	
	㉙ 特別支援教育校内研修手引きの改定	
	㉚ 特別支援教育コーディネーター連絡会(仮称)の実施	
指針5 : 児童・生徒の個別教育ニーズに対応した教育環境の整備・推進		
(21) 自閉症・情緒障害特別支援学級の設置	㉜ 中学校における自閉症・情緒障害特別支援学級の設置	継続
	㉝ 西部地区小学校における固定学級の設置	
(22) 校内におけるICTの活用	㉞ 校内におけるICTの活用	新規
指針6 : 児童・生徒の安全確保に向けた防災教育の推進		
(23) 災害時における安全確保の推進	㉟ 避難訓練の実施	継続
	㊱ 災害安全等についての計画的な指導	

(3) その他部局における行動計画

① 健康福祉部

具体的な施策	事業名	方向
指針2 : インクルーシブ教育と心のバリアフリーの推進を通じた共生社会の実現		
(6)障害のある人との交流の推進	⑧障害のある人との交流機会の創出	新規
指針3 : 就学支援を含む教育支援体制の整備・推進		
(13)教育・福祉・家庭の連携による支援体制の推進	②むさしむらやまマイファイルの活用	新規
	④教員への福祉制度の周知	

② 子ども家庭部

具体的な施策	事業名	方向
指針3 : 就学支援を含む教育支援体制の整備・推進		
(13)教育・福祉・家庭の連携による支援体制の推進	②むさしむらやまマイファイルの活用	新規
	③要保護児童対策地域協議会等の活用による関係部局の連携	
	⑤相談窓口の一元化と保護者への分かりやすい情報提供	
(14)乳幼児期における支援体制の推進	⑥保護者同士の交流や専門家による相談の実施	新規
	⑦乳幼児健康診査の実施	
	⑧保育所等巡回指導・相談事業の推進	

(4) 学校及び教育部における数値目標

◆数値目標 (学校)

実績:令和元年 目標:令和7年度

指標	実績	目標
「就学支援シート」の提出率	15.8%	6.5%
「就学支援シート」をもとに、「学校生活支援シート」を作成している児童の割合	4.1%	100%
「学校生活支援シート」を作成して、個別の教育支援を行っている児童・生徒数(特別支援学級・通級指導学級・特別支援教室)	98.7%	100%
「学校生活支援シート」を作成して、個別の教育支援を行っている児童・生徒数(通常学級)	3.7%	6.5%
通常の学級に在籍している小・中学生のうち、「個別指導計画」を作成して、個別の指導や支援を行っている児童・生徒数	4.2%	6.5%

◆数値目標 (教育部)

実績:令和元年 目標:令和7年度

指標	実績	目標
巡回相談の実施回数	14回	40回
特別支援教育講演会への参加者数	111人	120人
副籍制度を活用する児童・生徒の割合 (市内在住及び特別支援学校在籍児童・生徒)	68%	70%
市立小・中学校における自閉症・情緒障害学級の設置校数	2校	4校

第5章 計画の進行管理

1 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、市民、学校、関係部局及び関係機関と連携し、必要な事業の推進を図ります。

また、本計画の実行性を高めるため、年度ごとにそれぞれの事業の進捗状況について調査を行い、その結果を「特別支援教育連携協議会」に報告するとともに、調査結果を踏まえ、同連携協議会において、本市の児童・生徒の特別支援教育の更なる推進方策等について協議・検討を行います。

2 計画の点検・評価

本計画の着実な展開に向けては、進捗状況についての定期的な調査・確認と併せて、設定指標を用いた的確な評価・検証を実施するとともに、PDCAサイクルの適切な運用に基づく定期的なフォローアップを行います。また、フォローアップの結果については、広く市民に公表することで、事業の透明性を図っていくこととします。

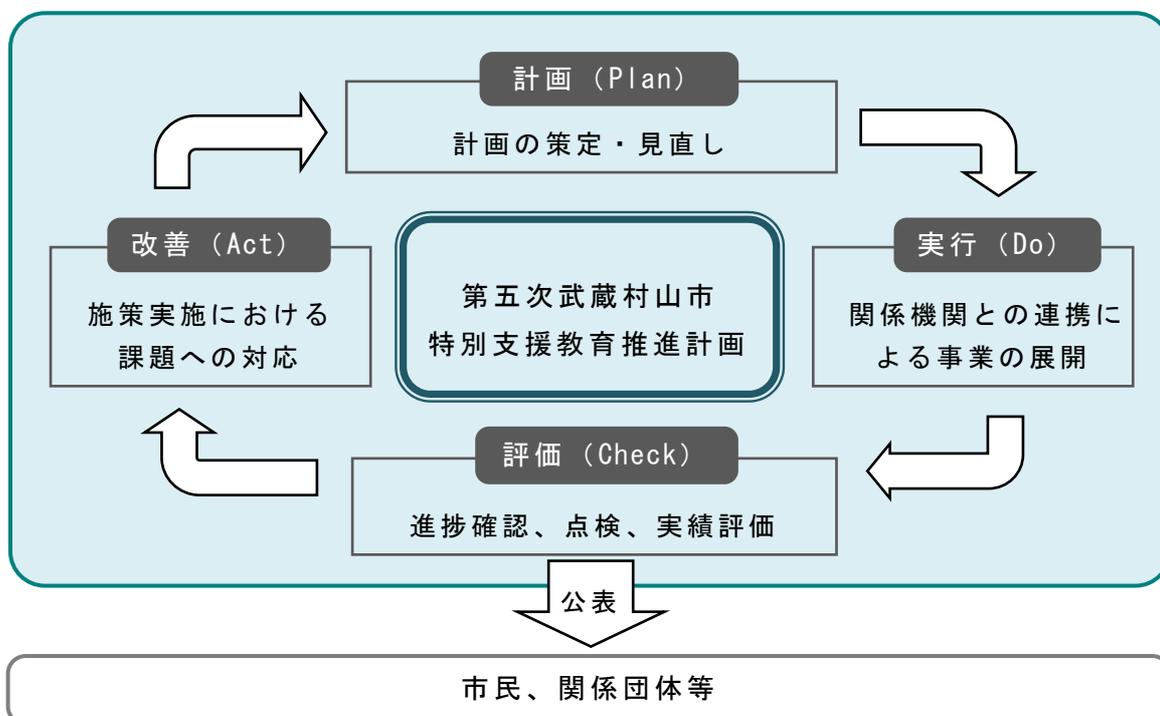


図 5-1 計画の点検・評価フォローアップ体制

資料編

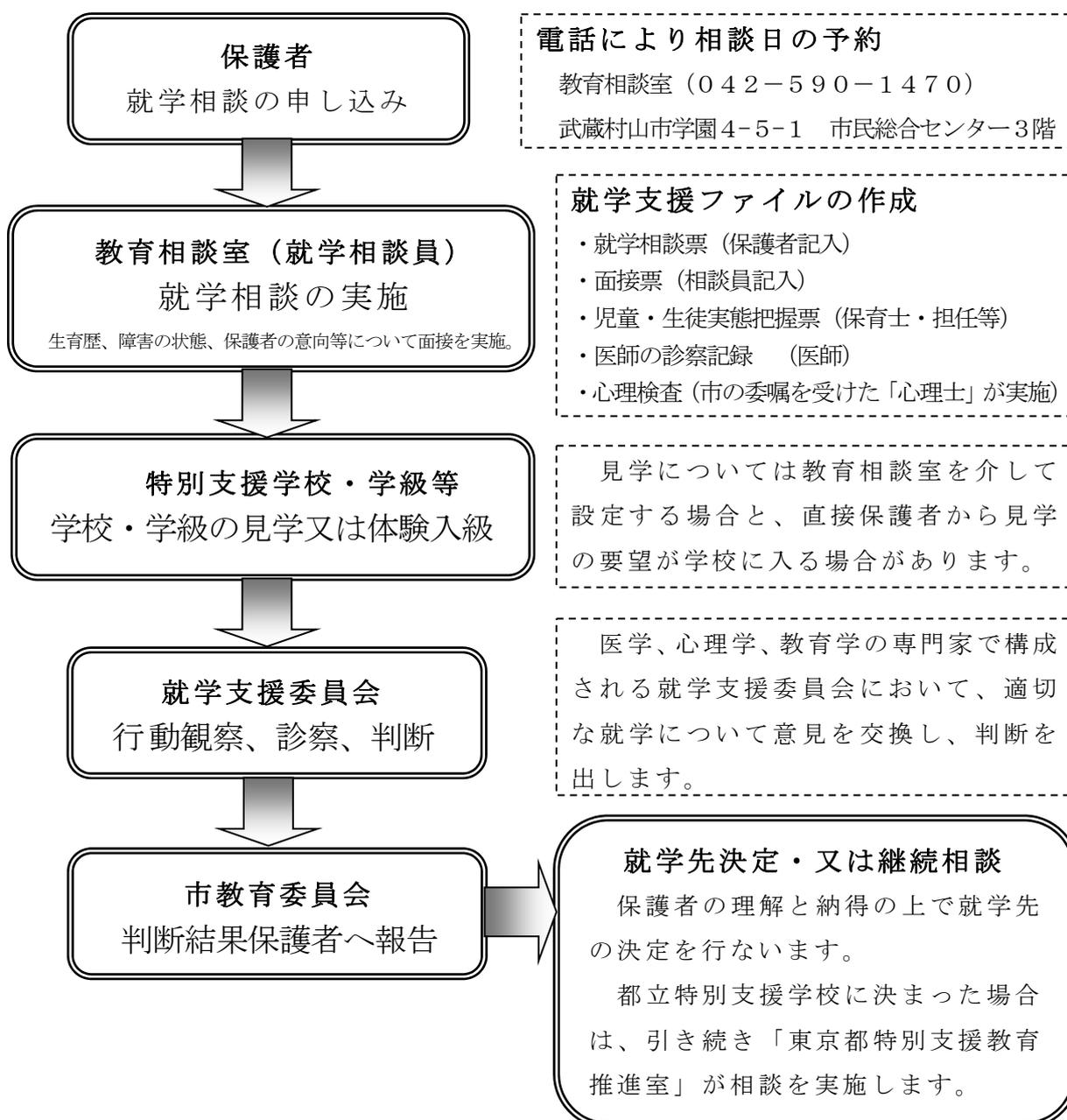
- 1 武蔵村山市就学相談の一般的な流れ
- 2 「就学支援シート」様式（表紙のみ）
- 3 特別支援教室リーフレット
- 4 副籍制度リーフレット
- 5 武蔵村山市特別支援教育推進計画策定委員会設置要綱
- 6 武蔵村山市特別支援教育推進計画策定委員会委員名簿
- 7 武蔵村山市特別支援教育推進計画策定委員会検討経過
- 8 都立特別支援学校一覧
- 9 用語解説

1 武蔵村山市就学相談の一般的な流れ

(1) 就学相談とは

障害のある児童・生徒や病気にかかった児童・生徒の就学（学校に入って学童生徒となること。広辞苑より）に関する相談を行うことを言います。また、児童・生徒の障害の状態や発達状況等に応じて、適切な教育を受けられるように転学の相談を行うことも含みます。

(2) 就学相談の一般的な流れ



2 「就学支援シート」様式（表紙のみ）

保護者のみなさまへ

就学支援シート活用のご案内

お子さんの楽しい学校生活のために



保育園・幼稚園等では、お子様の発達に応じて、園での集団生活や生活場面での支援を行っています。卒園により、その支援が途切れないように、小学校入学後も適切な指導や支援、配慮の積み重ねができるように「就学支援シート」をご活用ください。

「就学支援シート」は保護者と就学前機関（幼稚園・保育園・療育機関など）が協力して作成するシートです。このシートは指導・支援の目的以外に使用することはありません。

1 保護者が作成

- お子様に必要なと思う支援や配慮を記入します。
- 「ここだけは知らせたい」というポイントを教えてください。

2 就学前機関が作成

- 幼稚園・保育園・療育機関等の先生へ提出し記入を依頼します。

3 保護者が確認

- 保護者が記入の内容を最終確認し、署名押印します。
- 幼稚園・保育園等に提出します。

4 市へ提出

- 市教育委員会が保育園・幼稚園から就学支援シートを受取ります。

5 小学校（学童クラブ含む）への引継ぎ

- 健康状態や人との関わり、様々な活動など、支援や配慮事項について、適切な情報を小学校（学童クラブ含む）へ引き継ぎます。

6 入学後の対応

- 学校は、作成された就学支援シートを参考に保護者と協力して個別指導計画等を作成します。学童クラブ利用の場合は、適切な支援や指導を行います。
- 教員がお子様の様子を詳しく知ることで、個に応じた指導や支援、配慮事項等について、事前に考えます。

記入例

就学支援シートはすべての欄を記入しなくてはなりません。

シート1

1 これからも継続して行いたいこと	保護者から	保育園・幼稚園から
<p>1 保育園での生活リズムの形成、更に身につけてもらうこと。</p> <p>2 保育園での生活リズムの形成、更に身につけてもらうこと。</p> <p>3 保育園での生活リズムの形成、更に身につけてもらうこと。</p>		
2 保護者のうちから入学後の学校生活に関する要望の記入、気になっていることなど	<p>1 保育園での生活リズムの形成、更に身につけてもらうこと。</p> <p>2 保育園での生活リズムの形成、更に身につけてもらうこと。</p> <p>3 保育園での生活リズムの形成、更に身につけてもらうこと。</p>	
3 学校、園、場について	<p>1 保育園での生活リズムの形成、更に身につけてもらうこと。</p> <p>2 保育園での生活リズムの形成、更に身につけてもらうこと。</p> <p>3 保育園での生活リズムの形成、更に身につけてもらうこと。</p>	<p>1 保育園での生活リズムの形成、更に身につけてもらうこと。</p> <p>2 保育園での生活リズムの形成、更に身につけてもらうこと。</p> <p>3 保育園での生活リズムの形成、更に身につけてもらうこと。</p>

【配布先】

- 就学時健康診断の会場にて保護者全員に配布
- 市内保育園や幼稚園
- 武蔵村山市教育相談室
- 市ホームページからダウンロードできます。

お問い合わせ先

武蔵村山市教育委員会教育部教育指導課教育支援係
042-565-1111 内線442

東京都の発達障害教育

落ち着きがないから、授業中ちゃんと座ってられないんじゃないかな・・・

文字を読むのが苦手みたいだから、授業についていけないか心配だな・・・

自分の気持ちをコントロールしたり発信したりするのが苦手なのよね・・・

お子さんの成長や発達が気になったら・・・
東京都では「特別支援教室」の制度を導入し、支援の体制を整えています。その概要を御案内します！

◆発達障害のある児童・生徒への支援

都内の公立小・中学校では、特別支援教室における指導・支援を中心に、発達障害のある児童・生徒に対する支援が行われています。

特別支援教室

通常の学級に在籍し、特別な指導を必要とする児童・生徒が、在籍学級における障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を図るため、一部の時間、別の教室で指導を受けられる制度です。

	小学校	中学校
特別支援教室の設置状況	都内の公立小学校全校に設置されています。	都内の公立中学校に順次設置されています。 (令和3年度までに全校設置予定)

- これから中学校に特別支援教室を導入する区市町村は、既に設置されている情緒障害等通級指導学級において指導・支援を行っています。
- 通常の学級や特別支援教室における学習では、十分にその効果を上げることが困難な児童・生徒については、自閉症・情緒障害特別支援学級において指導・支援を行っています。
- 中学校における特別支援教室の導入状況や、自閉症・情緒障害特別支援学級の設置状況は、区市町村によって異なりますので、お住まいの区市町村教育委員会にお問い合わせください。

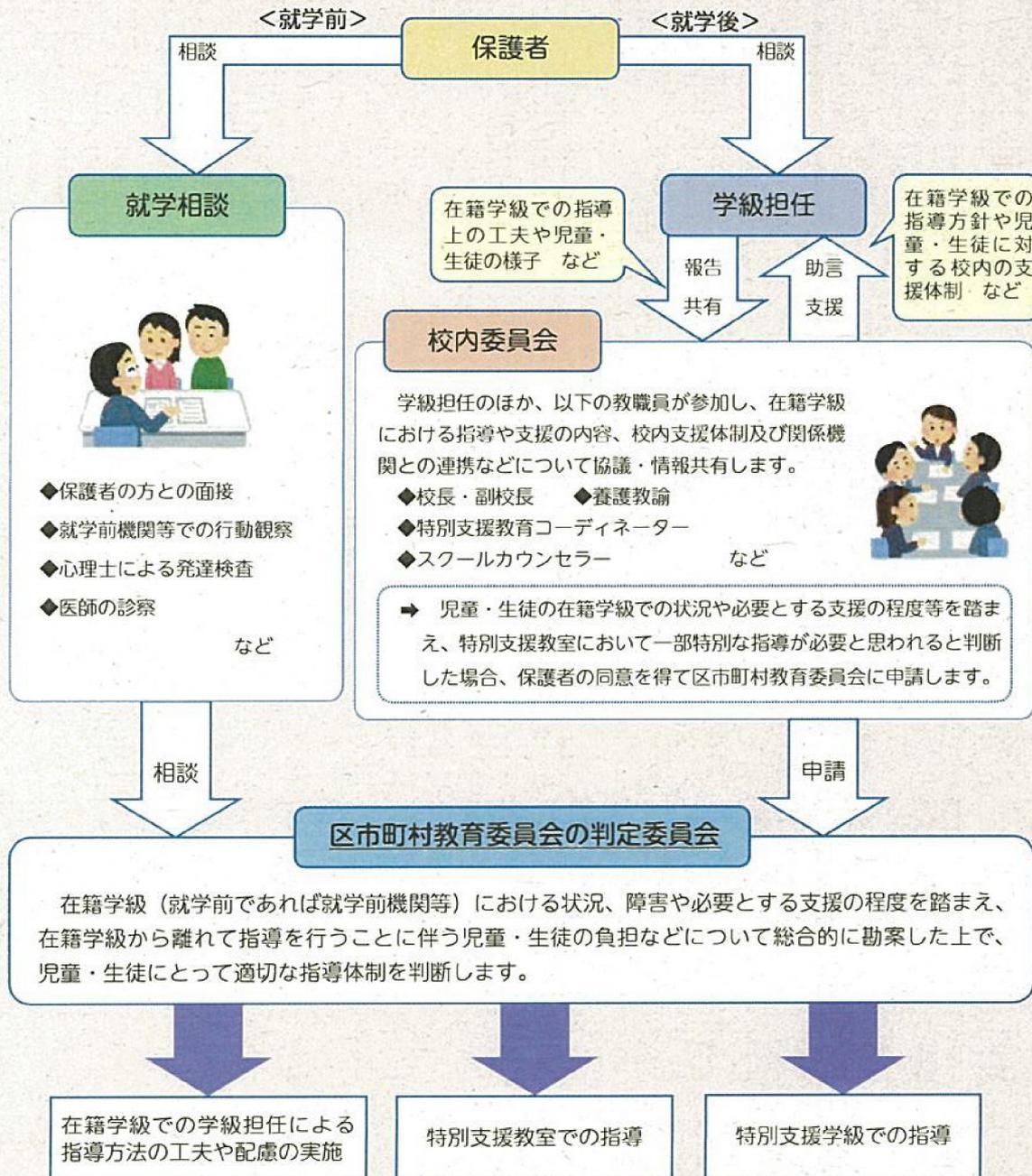
◆早期発見・早期支援が重要！！

発達障害は、外見から課題が見えにくく、「怠けている」「反抗的である」などの誤解を受けることがあり、本人や保護者も学習上・生活上の課題が障害に起因することに気付きにくい。そのため、必要な指導や支援につながらない場合があります。早期に発見し、適切な指導・支援を行うことで、円滑な就学や在籍学級での充実した生活につなげることができると言われています。

資料：東京都教育委員会ホームページ

特別支援教室の指導開始までの流れ

就学前の方は、お住まいの区市町村教育委員会（就学相談窓口）に御相談ください。
 保護者の方との面接や行動観察などによりお子さんの状況を把握し、区市町村教育委員会の判定委員会を経て指導の開始を決定します。また、入学後は学級担任等に御相談ください。校内委員会において、在籍学級での課題や支援の必要性を検討した上で、区市町村教育委員会の判定委員会において指導の開始を決定します。



※指導開始までの流れは、区市町村教育委員会によって異なる場合があります。

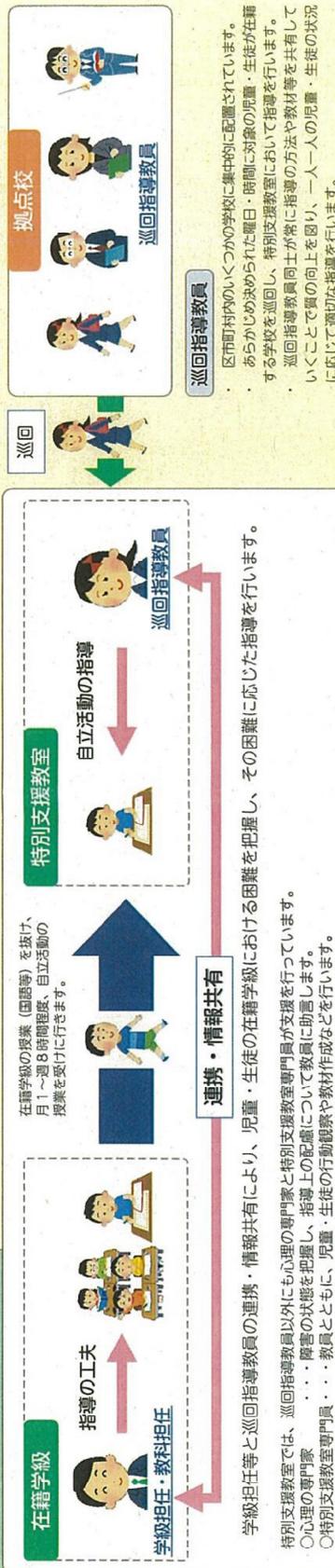
資料：東京都教育委員会ホームページ

東京都の小・中学校における特別支援教室での指導・支援

◆特別支援教室の目的は？

児童・生徒の学習上又は生活上の困難を改善・克服し、障害の状態に応じて可能な限り多くの時間、在籍学級で他の児童・生徒と共に有意義な学校生活を送ることができるようになることです。

各小・中学校の指導・支援体制



◆特別支援教室の対象となるのは？

通常の学級に在籍し、知的障害はないが、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害があって、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部、特別な指導を必要とする児童・生徒が対象です。

自閉症 円滑な人間関係が築けない、周囲の人と交差していることの推測が苦手等の発達障の障りが見られ、一部特別な指導を必要とする程度のもの	情緒障害 主として心理的な要因による選択性かん癇(※)等があるもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの	学習障害 (L D) 聞く、話す、読む、書く、計算する又は推測する能力のうち、特定のものの理解と使用に著しい困難がある程度と、一部特別な指導を必要とする程度のもの	注意欠陥多動性障害 (A D H D) 年齢あるいは発達に不釣り合いな不注意や衝動性、多動性の状態等があり、特別な指導を必要とする程度のもの
-------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------

※選択性かん癇とは、心理的な要因により、特定の状況(例えば、家族や離れた人以外の人に対して、あるいは家庭の外など)で音声や言葉を出せず、言葉等に支障がある状態を指します。

【Q】自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害があれば全員対象なの？

障害がある児童・生徒でも、在籍学級での指導方法の工夫や配慮により、特別支援教室での指導を要せず在籍学級での生活を送ることができる児童・生徒もいます。また、特別支援教室での指導を受けるためには、在籍学級の授業(国語等)の指導を受けなければならないと見られるため、児童・生徒の障害の程度や在籍学級での状況を十分考慮の上、特別支援教室での指導が適しているかを検討する必要があります。

【Q】なぜ知的障害のない児童・生徒が対象なの？

知的障害のある児童・生徒に対する学習上又は生活上の困難の改善・克服に必要なのは、生活に真つづく運動的・身体的な内容を継続して指導することが必要となります。そのため、知的障害のある児童・生徒は一定の期間のみ取り出し指導を行うことにはなじまなかったため、特別支援教室の対象とはなりません。(文部科学省障害(障害)に関する指導の手引より)

◆どのような指導をするの？

特別支援教室では、一人一人の障害の状態や発達の段階等に応じた指導目標を設定して、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導(自立活動)を行います。児童・生徒の指導目標が達成された場合、特別支援教室を退室します。
 なお、教科の補習や在籍学級での学習の遅れを取り戻すための指導は行いません。

<指導内容の例>

- 場面にあった挨拶や発言が苦手な児童・生徒に対して、友達との遊びや会話の場面を想定した表現の練習を重ねることで、その場に応じた適切な言葉づかいや表現方法を身に付けさせる。
- 課題を平日までに提出することや学習計画を立てることが苦手な児童・生徒に対して、スケジュール帳を使って生活や学習の予定を可視化することにより、自己管理の方法や学習の進め方を身に付けさせる。
- 体の使い方や姿勢の保持が苦手な児童・生徒に対して、落ち着きがない児童・生徒に対して、様々な課題を設けた運動を繰り返すことにより、バランス感覚や触覚、運動感覚を高めてあげる。

◆在籍学級での指導方法の工夫や配慮による支援って？

児童・生徒の障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を図るため、在籍学級においても、以下の取組や工夫などにより、安心して学校生活を送ることができるよう、指導方法の工夫や配慮を行っています。

<在籍学級における支援の例>

- 黒板周辺の掲示物等を減らし視覚からの刺激が入らないような環境の整備
- 書くことが苦手な児童・生徒へのICT機器を活用した授業作り
- 児童・生徒に対する指示の出し方や言葉かけの工夫

保護者の皆様へ

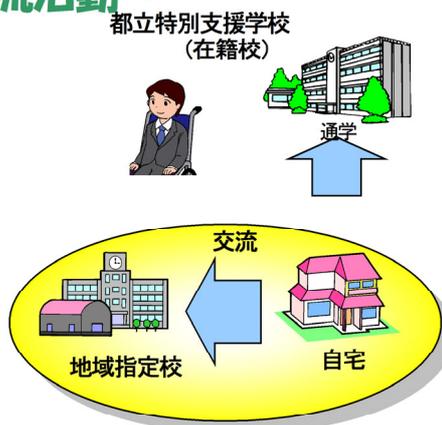
地域で共に暮らすために ～副籍制度を利用した交流活動～

副籍制度とは

都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校に副次的な籍をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度です。

- ※ 「副次的な籍」を『副籍』と言います。
- ※ 都立特別支援学校の児童・生徒が「副籍」を置く小・中学校のことを『地域指定校』と言います。

原則として都立特別支援学校の小・中学部に在籍する全ての児童・生徒が対象となります。

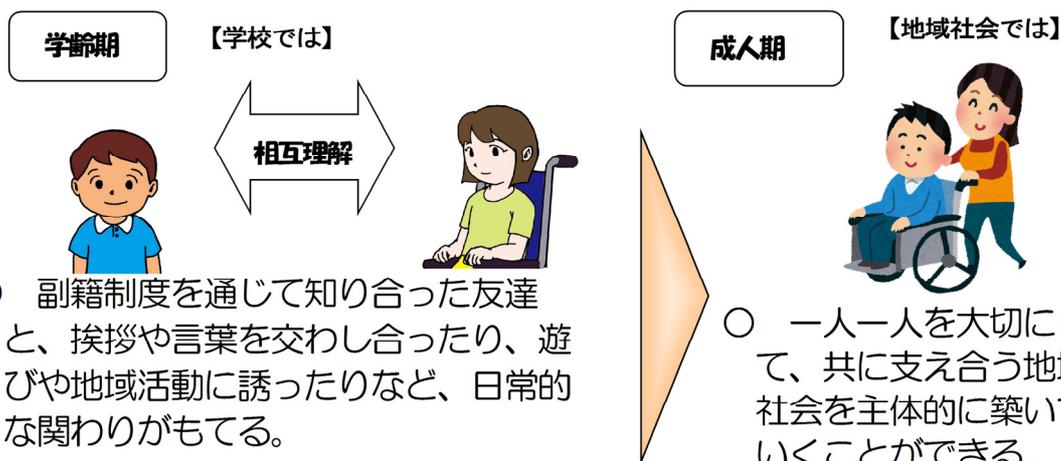


- ◆ 都立特別支援学校で学ぶ児童・生徒は、スクールバス等を利用して自宅から離れた学校に通うため、居住地域における同年代の子供同士の交流の機会が少なくなりがちです。

副籍制度が目指すもの

副籍制度を利用した交流活動は「心の教育」です。

■ 副籍制度は将来の「共生地域」の担い手となる人材の育成を目指します。



- 副籍制度を通じて知り合った友達と、挨拶や言葉を交わし合ったり、遊びや地域活動に誘ったりなど、日常的な関わりがもてる。

- 一人一人を大切にして、共に支え合う地域社会を主体的に築いていくことができる。

共生地域とは、「障害のある人と障害のない人が交流を通じて相互理解を図り、互いに支え合いながら共に暮らす地域社会」のことです。これは、我が国が目指す共生社会の理念を更に具体化した概念であり、都教育委員会が独自に用いる用語です。

副籍制度による交流の紹介

- 交流には、学校・学級便りや手紙等の交換を主とする「間接的な交流」と、都立特別支援学校の児童・生徒が地域指定校の授業や行事に参加する「直接的な交流」とがあります。

<直接的な交流>

- ※ 都立特別支援学校の児童・生徒が、保護者等の引率のもとで地域指定校の授業や学校行事に参加します。
- ◆ 学校行事等の見学・参加
 - ・学芸会、文化祭、展覧会、運動会
- ◆ 授業等の参加
 - ・国語や音楽の授業に参加
 - ・全校集会や学年集会への参加
 - ・部活動への参加

など

<間接的な交流>

- ◆ 学校だよりの交換
 - ・郵送でお便りの交換をする。
 - ・保護者が地域指定校に持参して交換する。
 - ・地域指定校の児童が特別支援学校の児童の家に届ける。
- ◆ 学校便りの交換以外の間接的な交流
 - ・展覧会などに作品を出品し展示する。
 - ・お便り交換の中に手紙を書いてやりとりする。

など

副籍制度を利用した保護者の感想



- 近所でよく声をかけてもらえるようになりました。また、障害があることについても良く理解してくれているように感じ、地域で過していくなかで、大事な一歩を踏み出せたと思います。
- 毎年運動会に参加しているので、同学年の保護者・生徒だけでなく他学年の保護者や生徒も「去年よりできた」などの成長を発見して、それを声に出して伝えてくれました。

交流開始までの手順

- 1 区市町村教育委員会が実施する就学相談において、都立特別支援学校への就学意志を確認した後に、区市町村教育委員会が保護者と相談の上、地域指定校（副次的な籍を置く区市町村立小・中学校）を決定します。
- 2 都立特別支援学校に入学後、保護者の希望をもとに都立特別支援学校と地域指定校が交流内容等の打合せを行い、交流を開始します。

- ※ 特段の理由があり副籍制度の利用を希望しない場合には、地域指定校は指定しません。ただし、保護者の希望によりいつでも、地域指定校を定めることができます。
- ※ 具体的な交流内容は、保護者の希望をもとに地域指定校と都立特別支援学校とが相談して決定します。

- 地域指定校の決定については、こちらまでお問合せください。
武蔵村山市教育委員会教育指導課
電話 042-565-1111（内線 442）
- 交流の具体的な内容については、こちらまでお問合せください。
東京都教育委員会
電話 03-5320-6847

5 武蔵村山市特別支援教育推進計画策定委員会設置要綱

武蔵村山市特別支援教育推進計画策定委員会設置要綱

平成27年3月 武蔵村山市教育委員会教育長訓令第10号
改正
令和2年6月 武蔵村山市教育委員会教育長訓令第18号

(設置)

第1条 武蔵村山市立学校（以下「市立学校」という。）における特別支援教育（教育上特別の支援を必要とする児童及び生徒に対する教育をいう。）を推進するための指針となる武蔵村山市特別支援教育推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、武蔵村山市特別支援教育推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、計画の原案を作成し、武蔵村山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

(組織)

第3条 策定委員会は、次に掲げるところにより教育委員会が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市立学校の校長
- (3) 市立学校の副校長
- (4) 市立学校の主幹教諭又は主任教諭又は教諭
- (5) 東京都立村山特別支援学校の校長が推薦する当該学校の教諭
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 教育委員会事務局の職員

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長2人を置く。

- 2 委員長は前条第1号に掲げる者として委嘱された委員を、副委員長は同条第2号に掲げる者として任命された委員をもって充てる。
- 3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 前項の規定により委員長の職務を代理する副委員長の順序は、あらかじめ委員長が定める。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集する。

2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(任期)

第6条 委員の任期は、第2条の規定による報告の終了をもって満了する。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、教育部教育指導課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月18日から施行し、この要綱による改正後の特別支援教育推進計画策定委員会設置要綱の規定は、同年4月1日から適用とする。

6 武蔵村山市特別支援教育推進計画策定委員会委員名簿

令和2年4月1日現在

	役 職	氏 名	職 名
1	委 員 長	宮 本 紀 夫	特別支援教育サポーター「つなぎ」主宰
2	副委員長	井 内 潔	市立雷塚小学校長
3	副委員長	齋 藤 実	市立小中一貫校村山学園統括校長（中学部）
4	委 員	村 山 博 子	市立第九小学校長
5	委 員	三 品 佳 子	市立第一小学副校長
6	委 員	長 嶋 幸 代	市立第一中学校副校長
7	委 員	飯 星 健 司	市立第五中学校副校長
8	委 員	山 本 明 子	市立第一小学校教諭
9	委 員	小 山 直 美	市立小中一貫校村山学園主任教諭（小学部）
10	委 員	越 田 美 咲	市立第八小学校教諭
11	委 員	宮 崎 めぐみ	市立第九小学校主任教諭
12	委 員	小 野 滯	市立第九小学校主任教諭
13	委 員	星 野 亮 平	市立雷塚小学校教諭
14	委 員	中 村 優 子	市立第一中学校主任教諭
15	委 員	岡 崎 純 子	市立小中一貫校村山学園教諭（中学部）
16	委 員	大 友 美 和	市立第三中学校主任教諭
17	委 員	川 原 啓 嗣	市立第五中学校教諭
18	委 員	星 菜々絵	都立村山特別支援学校主任教諭
19	委 員	阿 部 淳 一	障害福祉課長
20	委 員	佐 藤 哲 郎	子ども青少年課長
21	委 員	井 上 幸 三	教育総務課長
22	委 員	赤 坂 弘 樹	指導・教育センター担当課長

7 武蔵村山市特別支援教育推進計画策定委員会検討経過

回	開催年月日	議題
1回	令和2年 7月31日 (書面会議)	(1)武蔵村山市特別支援教育推進計画策定委員会の活動計画(案)について (2)武蔵村山市特別支援教育推進計画の策定スケジュール(案)について (3)第五次武蔵村山市特別支援教育推進計画策定に当たっての基本的な考え方について (4)基本理念及び指針(案)について (5)その他
2回	令和2年 10月2日	(1)第五次武蔵村山市特別支援教育推進計画(案)の検討について (2)その他
3回	令和2年 12月25日	(1)第五次武蔵村山市特別支援教育推進計画(案)の検討について (2)その他

※「武蔵村山市特別支援教育連携協議会」及び「武蔵村山市特別支援教育専門委員会」に対しても、第五次武蔵村山市特別支援教育推進計画(案)について意見聴取しました。

8 都立特別支援学校一覧

令和2年4月1日現在

学校名	種別	電話番号
都立八王子盲学校	視覚障害	042-623-3278
都立立川ろう学校	聴覚障害	042-523-1358
都立村山特別支援学校	肢体不自由	042-564-2781
都立羽村特別支援学校	知的障害	042-554-0829
都立武蔵台学園	病弱	042-312-8115

9 用語の解説

No.	用語	用語解説	ページ
1	ICT	「Information and Communication Technology」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションのこと。	25, 38, 40, 41
2	インクルーシブ教育システム	障害者権利条約では、条文の第24条に「障害者が障害を理由として教育制度一般から排除されないこと及び障害のある児童が障害を理由として無償のかつ義務的な初等教育又は中等教育から排除されないこと」とある。インクルーシブ教育システムとは、この理念に基づく教育制度のこと。	1, 3, 6, 21
3	介助員	小学校、中学校の特別支援学級において、児童・生徒が学校生活をする上で必要な介助を行う者のこと。	6, 23, 36, 37, 41
4	学校経営方針	校長が学校のビジョンを明らかにし、全ての学校が長期・中期・短期的な展望に立ち、当該年度の学習指導、生活指導、進路指導、学校運営等の教育活動の具体的な目標と方策を設定するとともに、教職員全員がその具体的な目標に向かい協働体制を確立し、学校の自律的な改革と教育の質的な向上を図るために策定するもの。	22, 34, 40
5	学校生活支援シート	特別な教育的支援が必要な児童・生徒一人一人のニーズを把握し、教育の視点から適時・適切な支援を行うことができるよう、長期的な視点で学齢期を通じて一貫して適切な支援を行うことを目的として作成するもの。 平成25年度に東京都教育委員会において、従来の「個別の教育支援計画」から名称変更したもの。	16, 18, 19, 22, 23 31, 32, 34, 35, 40 42

No.	用語	用語解説	ページ
6	教育課程	法令に基づき、各教科、特別の強化としての道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動等について、それらの目標やねらいを実現するよう教育の内容を学年に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の基本計画。	4, 15, 27, 34
7	教育センター	学校教育に関する調査・研究、児童・生徒等の教育相談や適応指導、生涯学習活動等の拠点となるところ。施設運営は教育委員会が行っている。	15, 55
8	共生社会	障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う我が国が目指すべき社会のこと。 障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる社会のこと。	1, 3, 4, 6, 8, 21, 25, 27, 28, 31, 40, 41, 42, 51
9	校内委員会	学校内に置かれた発達障害等の児童・生徒の実態把握及び支援の在り方等について検討を行う委員会。	18, 22, 34, 35, 37, 40, 49
10	心のバリアフリー	様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。 学校教育における取組として共生社会に向けて、多様性を理解し、「障害の社会モデル」を踏まえ、差別や排除の行動を行わず、お互いの良さを認め合い協働していく力を養うべく指導の方法を検討していくもの。	1, 3, 8, 25, 27, 29, 30, 31, 40, 41, 42
11	合理的配慮	「障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」をいう。	3, 27, 34

No.	用語	用語解説	ページ
12	校務分掌	学校の教職員が学校教育の目標を実現するため、校務を分担して遂行していくこと。	22, 34, 40
13	個別指導計画	児童・生徒の実態に応じたきめ細やかな指導を行うために、一人一人の障害の実態や発達の段階の把握に基づき、指導目標や内容、方法等の手だてを各教科等全般にわたって作成するもの。	18, 19, 22, 27, 31 32, 34, 35, 40, 42
14	自閉症	自閉症とは、3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害であり中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。	10, 16, 23, 24, 25 38, 41, 42, 48, 50
15	自閉症・情緒障害学級	正式には、「自閉症・情緒障害特別支援学級」という。以下の児童・生徒を対象とする固定制の学級のこと。 ①自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のものである。 ②主として心理的な要因による選択制かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のものである。	23, 38, 42, 48
16	就学支援シート	就学が決定した後に、保育所・幼稚園、療育機関等における子供たちの様子や指導・保育又は訓練の様子を小学校や特別支援学校小学部に引継ぎ、特別な教育的支援が必要な子供の就学後の学校生活をより適切なものにしていくために作成するもの。	6, 19, 20, 22, 31 32, 33, 40, 42, 45 47
17	就学相談	障害のある児童・生徒が、その障害の状態や程度に応じた最も適切な就学先を決定していくために、教育委員会と保護者が行う相談のこと。	6, 15, 17, 26, 45 46, 49, 52

No.	用語	用語解説	ページ
18	授業改善推進プラン	各教科の学習指導要領に示された目標や内容の実現状況を把握し、それを指導方法の改善・充実に生かすことで、児童・生徒一人一人に「確かな学力」の定着と伸長を図ることを目的としている。学力調査の実施後に、調査の結果報告書を作成し、結果の詳細や授業改善のポイント等を発信するとともに、調査結果から自校の課題を分析して「授業改善推進プラン」を作成し、授業改善を行っていく取組を推進している。	22, 23, 36, 40
19	巡回相談（員）	市教育委員会の求めに応じて市立学校を訪問し、当該市立学校に在籍する教育上特別の支援を必要とする児童・生徒に対しての行動観察を行うとともに、当該行動観察の結果を踏まえ、当該市立学校において行われる特別支援教育に関し、専門的な見地からおおむね次に掲げる助言又は援助を行う。 ①教育上特別の支援を必要とする児童・生徒に係る個別指導計画の作成への協力 ②担任教諭、保護者その他の教育上特別の支援を必要とする児童・生徒の支援を行う者への指導の内容及び方法についての助言 ③市立学校における特別支援教育の推進に向けての協力	6, 16, 17, 18, 23 26, 35, 41, 42, 50
20	障害の社会モデル	障害や不利益・困難の原因は障害のない人を前提に作られた社会の作りや仕組みに原因があるという考え方。 ユニバーサルデザイン2020行動計画においても、心のバリアフリーを推進するための重要な柱として障害の社会モデルの理解することが示されている。	4
21	スクールカウンセラー	児童・生徒の臨床心理に関して専門性を有する臨床心理士。	23, 36, 37, 41, 49

No.	用語	用語解説	ページ
22	スクールソーシャルワーカー	教育と福祉の両面の専門的な知識・技術を有する過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者のこと。	36, 37, 41
23	特殊教育	<p>心理的又は身体的に何らかの障害のある児童・生徒は、その障害のために通常の教育内容・方法による通常の学級での教育が困難であることから、その特性や能力に応じて特別な教育を行う学校教育の一分野のこと。</p> <p>平成19年の「学校教育法」の改正により、特別支援教育の転換が図られるまで、我が国は特殊教育制度の下に障害のある子供の教育が行われていた。特殊教育制度においては、「特別な場」（特殊学級や盲・聾・養護学校）で実施される障害のある子供の教育を特殊教育としていた。</p>	1, 3
24	特別支援教育	<p>障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。</p> <p>平成19年4月から学校教育法に位置付けられ、全ての学校において、障害のある児童・生徒の支援を更に充実していくことになった。</p>	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 15, 16, 18, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 28, 29, 31, 32, 34, 35, 36, 37, 38, 40, 41, 42, 43, 45, 46, 53, 54, 55, 56
25	特別支援教育支援員	小学校、中学校の通常の学級等に在籍し、重度の障害等により、生活や学習上の困難を有する児童・生徒に対し、必要な支援を行う雇員。	6, 23, 36, 37, 41
26	特別支援学級	特別支援学級は、「学校教育法」の規定に基づき、通常の学級における学習では、十分その効果を上げることが困難な児童・生徒のために特別に編制された学級である。	4, 6, 7, 10, 11, 15, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 35, 36, 37, 38, 40, 41, 42, 46, 49

No.	用語	用語解説	ページ
27	特別支援教育コーディネーター	<p>学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として、校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う。</p>	16, 18, 20, 23, 25 26, 28, 34, 37, 41 49
28	特別支援教室	<p>特別支援教室は、教育課程の大部分を在籍学級で学ぶことが可能だが、より円滑に集団生活に適応していくためには、対人関係のスキル等に関して一部特別な指導（個別指導）を必要とする程度の児童が対象となり、拠点校に配置された指導教員が、各小学校の特別支援教室を巡回し、従来の情緒障害等通級指導学級と同様の指導を在籍校で行うものである。</p> <p>東京都教育委員会においては、平成28年度以降、小学校の情緒障害等通級指導学級は特別支援教室とし、平成30年度までに全公立小学校に設置することとしている。</p>	5, 7, 10, 11, 12, 13, 14, 17, 19, 22, 23 26, 31, 35, 36, 37 38, 40, 41, 42, 45 48, 49, 50
29	トライアングルプロジェクト	<p>障害福祉サービスを利用する障害児及び学習上又は生活上特別な支援が必要な小・中・高等学校等に在籍する発達障害等障害の可能性のある児童生徒等に対して、都道府県、市区町村の各自治体においては、教育と福祉に関する部局、関係機関が連携して支援することが求められており、こうした背景を踏まえ、平成29年12月、文部科学省及び厚生労働省が連携し、各自治体における教育委員会や福祉部局の連携がより一層推進され、本人及びその保護者支援につなげるための連携・支援の在り方について検討を行ったもの。</p>	4, 32
30	発達障害	<p>自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう（発達障害者支援法）。</p>	1, 2, 3, 5, 6, 7, 12 13, 31, 33, 35, 36 38, 48

No.	用語	用語解説	ページ
31	発達障害者（児） 個別支援ファイル（むさしむらやまマイファイル）	発達障害にある方やそのご家族が、成育歴などの情報を書き込み、関係機関からの資料をまとめることで、成人に至るまでの切れ目のない支援を受けることを目的としたツール。	7, 16, 33, 41, 42
32	P D C A サイクル	業務プロセス等を管理・改善する手法の一つで、①計画（P L A N）②実行（D O）③評価（C H E C K）④改善（A C T）という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善・最適化していく手法のこと。	43
33	副籍制度	都立の特別支援学校の小学部及び中学部に在籍する児童・生徒が、武蔵村山市立の小学校又は中学校に副次的に籍を置き、市立学校の学校行事や学習活動へ参加し交流をすることにより、居住する地域とのつながりの維持及び継続を図るもの。	20, 23, 25, 28, 41 42, 45, 51, 52
34	ユニバーサルデザイン	ユニバーサルデザインとは、年齢や障害の有無、体格、性別、国籍等を問わずに誰もが使うことを想定しての設計したもの。 教育の場において「スケジュール表を置いたする教室環境の整備」、「学校の周辺（通学路）のバリアフリー化」、「学校内の段差の解消、エレベーターの設置等バリアフリー化」、「授業づくりの在り方」、「障害理解ある校風、学級経営」、「教職員が障害にたいする理解や対応力」等、さまざまな差をなくそうとするもの。	3, 23, 30, 36

第五次武蔵村山市特別支援教育推進計画

(令和3年度～令和7年度)

発行年月	令和3年3月
発行	武蔵村山市教育委員会
編集	武蔵村山市教育委員会教育部教育指導課 〒208-8501 武蔵村山市本町一丁目1番地の1 TEL 042 (565) 1111(代表)

